

日独防共協定像の再構成（1）

—ドイツ側の政治過程を中心に—

田嶋信雄

目次
はじめに

第一節 政治的利害関係の配置

(以上本号)

第二節 始動

第三節 沈潜

第四節 活性化

終わりに

—凡例—

- 一、引用文中の傍点及び「」内の註は、特に断わらない限り、引用者による。
- 二、註について、既出の文献は適宜略記した。但し、引用箇所が離れている場合はこの限りではない。
- 三、史料の出典は以下のように略記した。

A、文書館史料

Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes (Bonn)→PAdA

Bundesarchiv (Koblenz)→BA

Bundesarchiv-Militäarchiv (Freiburg i.Br.)→BA-MA

Zentrales Staatsarchiv (Potsdam)→ZSSA-Potsdam

a' 写に缺陥

Akten zur deutschen auswärtigen Politik→ADAP
Documents on British Foreign Policy→DBFP
Foreign Relations of the United States→FRUS

Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal→TMWC

四、文書館史料の運用に際しては、⁽¹⁾ 以下の基準に従った。

a、文書がマイクロフィルム化されたる場合、文書綴名及び文書記載事項を記す。⁽²⁾ ただし、
ヘト・カタログ、トレンクチナムリット・ガイド等を用いたが、マイクロフィルム化したる文書の特定が可能となる。本来な
ルゼロール番号及びシリアル番号をも加えた方がより「親切」であるが、筆者は文書館のみを用いたため、現時点
では止むを得ない。

b、文書がマイクロフィルム化されていない場合や、かつてオリジナル文書綴り手書等で頁数が付かれている場合、その文
書綴名及び頁数を記す。

c、上記a、b、以外の場合には、文書綴名のみを記す。⁽¹⁾

一九三〇年一一月二日「ケルンのラジオ「ラヴィニア」事務所 (Dienststelle Ribbentrop)」に於く

て、駐英ドイツ大使リッヒ・トロップ (Joachim von Ribbentrop) と駐独日本大使武者小路公共により日独防共協定が調印された。

この協定は、既に交渉当事者により「背骨なき」同盟と評価されていたように、ナチス・ドイツと軍国主義日本の緊密かつ具体的な政治的・軍事的協力関係の成立を意味するものではなかった。一九三八年以降のいわゆる「防共協定強化問題」の破産や、三九年八月の「獨ソ不可侵条約」の締結が示すように、日独防共協定を巡る日独両国の政治的・軍事的思惑は多くの場合すれ違い、第二次世界大戦及び太平洋戦争の勃発に至る迄、否、大戦中に於いても日独両国の関係は極めて錯綜したものとなつて行くのである。戦後の歴史学が証明しているように、日独両国には、戦争を巡る「共同謀議」も、「強力な連合構造」も存在しなかつたと言えるのである。⁽³⁾

しかしその事は、一九三〇年代後期の国際政治に於いて日独防共協定が有した重要性をいさざかも過小評価するものではない。日独防共協定は、一九三六年一〇月のいわゆる「ベルリン＝ローマ枢軸」の成立や、翌三七年一月のイタリアの防共協定への加入と併わせ、第二次世界大戦の一方の布陣を初源的に形成するものとなつたのである。西ドイツの歴史家クラウス・ヒルデブラント (Klaus Hildebrand) も指摘するように、「世界政治の修正を目指す三つの『持たざる国』、帝国日本、ファシスト・イタリア、国民社会主義ドイツが、世界の新たな分割に着手した」と考えられる国際情勢ないし国際情勢認識が、日独（伊）防共協定成立により、世界政治に定着して行く事となるのである。

以上のことき日独防共協定の重要性故に、第一次世界大戦終結以降今日に至る迄、日欧米の歴史学界では、この協定の成立史及び国際政治上の意義に関しては実に多くの研究が蓄積されてきた。いま思いつくままを列記してみても、イクレ（一九五六年）、プレサイゼン（一九五八年）、ゾンマー（一九六一年）、大畑（一九六二年）、ドレクスラー（一九六四年）、メスキル（一九六六年）、チャップマン（一九六七年）、三宅（一九七五年）、マルティン

(一九七六年及び一九七七年)、フォックス(一九八一年)⁽¹³⁾、クレープス(一九八四年)⁽¹⁴⁾と、ただちに一〇点以上の業績を挙げることが出来る。こうした研究の蓄積により、日独防共協定を巡る日本側の対応の実相は——しばしば史料的価値の必ずしも高くはない根拠に依存しているとはいえ——かなりの程度明らかにされてきていると言えよう。つまりそこでは、日本陸軍、海軍、外務省、親英米派ら複数のアクターの相互に対抗・錯綜する対独関係イメージ及び政治的利害と、それに起因する政策決定過程の混乱が確認されるに至っているのである。

かかる研究の蓄積にもかかわらず、私見によれば、現在迄の日独防共協定研究の最大の問題点は、右の日本側の政治過程に対応するドイツ側の政治過程がほとんど分析の対象とならなかつた点に存するように思われる。ドイツ側でも、外務省や国防省を始め、極東政策に利害を有する複数のプレイヤーが存在していたが、彼らの日独協定に関する認識や利害、及び彼らが政策決定過程に及ぼした影響はほとんど分析されず、果ては、「ドイツ外務省は半年以上も、日独関係者の間で協定を結ぶ話し合いが行なわれていてことを知らなかつた」とする全ての誤解が今だに部分的に流通している始末である。

以上のごとき研究上の陥穽は、おそらく、次の二つの事情に起因していると思われる。第一は、しばしば指摘されている事ではあるが、この交渉が通常の外交チャネルの外で行なわれたため、第一次史料の発掘が極めて困難であったという点である。第二に、——本稿がより問題としたい点であるが——、当時の日本の政治体制にくらべ、ナチス・ドイツの政治体制は、より単純な——即ち、何ものにも拘束されないヒトラーの絶対的意志がストレートに貫徹する一枚岩的・全体主義的な——政治体制であると予め想定されたため、ヒトラー及び彼の意を体したとされるリッベントロップ以外の政策参画者の動向にはほとんど関心が向けられず、従つて、外交政策を巡る国内政治過程、即ち外交政策過程(foreign policy process)の分析という観点がほとんど欠如して、いたという事実である。

本稿の課題は、右の研究史の現状を踏まえ、(1)多くの先行研究の成果に学びつつも、基本的にはドイツ側の第一

次史料の発掘・紹介に努力し、それにより未知の事実を可能な限り確定すると共に、①それらの史料を外交政策過程の視点から整序する事により、日独防共協定を巡る「第三帝国」内部の様々な政治的対抗関係の態様とその変遷を明らかにする事にある。そして、その作業は、ヒトラー及びリッゲンハウゼンに焦点をあてた外交史的手法に基く現在迄の日独防共協定像に一定の修正を加え、ひいては、現在に於いても欧米のナチズム外交史研究の中で支配的地位を形成する「ヒトラー中心主義的」ナチズム外交論——とりわけアンドレアス・ヒルグラー（Andreas Hillgruber）⁽¹⁾ クラウス・ヘルツヴァルト⁽²⁾ 、あるいは「プログラム派（Programmologen）」のナチズム論・ナチズム外交論——に対し、批判的な一事例研究を設定するという意味を持つこととなる。⁽¹⁷⁾

- (1) 各文書館史料及ぶ「押収ドイツ文書」に関しては、やしあたり、次の論文・著作を参照。西川正雄「ドイツ現代史史料概観——『わゆる押収ドイツ文書を中心とした』」『史学雑誌』第七二編（一九六三年）第四号、四五—六六頁及び第六号、七〇—九一頁。同「統『ヒット押収文書』について」『現代史研究』第二六号（一九七一年）、八一—九一頁。鹿毛達雄「ナチ党文書館とその文書」『現代史研究』第二七号（一九七二年）、一三七—一五四頁。佐藤健生「ドイツ外務省政治文書館とその文書の刊行状況」『現代史研究』第一一九号（一九七九年）、七一—九八頁。永寄三千輝・木畑和子「ヒットルク裁判文書と若干のアルヒーフ史料について」『現代史研究』第一一九号（一九七九年）、四一一—四〇頁。Josef Henke, Klaus Oldenhage, *Das Bundesarchiv und seine Bestände*, 3. ergänzte und bearbeitete Auflage, Boppard/Rh. 1977; George Kent, *A Catalog of Files and Microfilms of the German Foreign Ministry Archives 1920-1945* (4 Bde), Stanford, Hoover-Institution, 1962-1972; Christoph M. Kimmich, *German Foreign Policy 1918-1945. A Guide to Research and Research Materials*, Wilmington 1981; Josef Henke, „Das Schicksal deutscher zeitgeschichtlicher Quellen in Kriegs- und Nachkriegszeit. Beschaffungs- und Rückführung-Verbleib“, in: *Vierteljahrsschrift für Zeitgeschichte* 30 (1982), S. 557-620.
- (2) Vgl. Hans-Adolf Jacobson, *Nationalsozialistische Außenpolitik*, Frankfurt/M. 1968, S. 427.
- (3) 小木・久々山・金森誠也訳『ナチス・レーハー軍團日本』、時事通信社 一九六四年、四〇頁。
- (4) Klaus Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik 1933-1945, Kalkül oder Dogma?* Stuttgart 1980^t, S. 49-50.

- (15) Frank W. Iké, *German-Japanese Relations 1936-1940*, New York 1956.
- (16) Ernst L. Preseisen, *Germany and Japan. A Study in Totalitarian Diplomacy 1933-1941*, Den Haag 1958.

(17) ハーヴィー 前掲書。

- (18) 大賀薫四郎「日独防共協定・日強化問題」 日本国際政治学会 太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』 第五卷 著者 南洋出版社 一九六二年。

- (19) Karl Drechsler, *Deutschland-China-Japan 1933-1939. Das Dilemma der deutschen Fernostpolitik*, Berlin (Ost) 1964.

- (20) Johanna M. Meskill, *Hitler and Japan: The Hollow Alliance*, New York 1966.

- (21) John W.M. Chapman, „The Origins and Development of German and Japanese Military Cooperation 1936-1945“, Unveröffentlichte Dissertation, University of Oxford 1967.

- (22) 田嶋信雄『日独連立圓闇の研究』 南洋社 一九六四年。

- (23) Bernd Martin, „Die deutsch-japanischen Beziehungen während des Dritten Reiches“, in: Manfred Funke (Hrsg.), *Hitler, Deutschland und die Mächte*, Düsseldorf 1978 (erstmalis 1976 erschienen) S. 454-470; ders.,

- „Japan. Zur Rezeption und wechselseitigen Beeinflussung von Herrschaftspraktiken und Weltmachtbestrebungen“, in: Erhard Förndran, Frank Golkiewski, Dieter Riesenberger (Hrsg.), *Innen- und Außenpolitik unter nationalsozialistischer Bedrohung*, Opladen 1977, S. 87-109.

- (24) John P. Fox, *Germany and the Far Eastern Crisis 1931-1938*, London 1982.
- (25) Gerhard Krebs, *Japans Deutschlandpolitik 1935-1941*, Hamburg 1984.

(26) ハーヴィー 前掲書 国〇頁。

- (27) 「アーロン・カーティス」及び彼の批判的な「新修正主義学派（Neo-Revisionisten）」の抵抗を中心とした外交史研究の発達点と問題点を指摘したものは多いが、不十分ながら、参照。田嶋信雄「ハーヴィー外交政策とペイイン内戦 一九三六年（一）——『ナチズム多頭制』の視角から——」『北大西洋論集』第三卷第一号（一九八一年）。特に「七五—一七八頁。更に、広くナチズム体制論・歴史学方法論等を中心とする近年「アーロン・カーティス」＝伝統的史学派の「新修正

主義学派」＝社会史学派との間で激しく闘われてゐる論争については、以下の諸論文を参照。ヴォルフガング・J・モゼン、中村幹雄訳「西ドイツにおける歴史叙述の現在の諸傾向」『思想』六七九号（一九八一年一月）、九五—一三六頁。山口定「ファシズム・近代化・『全体主義』——政治史における理論と実証の交錯——」日本政治学会編『年報政治学』一九八〇年特集「政治学と隣接諸科学の間」（一九八二年四月）一六七—一九六頁。佐藤健生「ナチズム－ヒトラー主義－ードイツ・ファシズム——最近の西ドイツにおける公開討論から——」『紀尾井史学』第二号（一九八二年一月）、一一一五頁。

第一節 政治的利害関係の配置

一九三三年一月三〇日のナチズムによる「権力掌握」以降、「第三帝国」の主たる政治課題は、当面、内政的には共産党、社会民主党を中心とする左翼の反対派の排除及び遅れてレーム（Ernst Röhm）・突撃隊らナチ党内急進派の肅清と、他面国民及び伝統的支配諸層の段階的な「強制的同質化（Gleichschaltung）」による国内政治基盤の安定、又、外交的には、ユダヤ人への人種的迫害政策や国際連盟・ジュネーヴ軍縮会議からの離脱などが惹起したヨーロッパ国際政治に於ける孤立状態の漸次の克服、ヨーロッパに於ける新たな同盟国の模索などに集中した。

かかる情勢の中には、ヨーロッパを遠く離れた極東に対する「第三帝国」の外交的利害関心は、必然的に、低い政治的優先順位しか与えられていなかつたと言つてよい。「第三帝国」初期には、極東国際関係に関しドイツの对外行動を律する政策的コンセンサスも、統一的外交「プログラム」も存在せず、ただ各政策参画者がそれぞれしては必ずしも常には表出されぬまま個別的・分散的に存在するに過ぎなかつた。

しかしこうした様々な政治的利害ないし極東イメージは、ひとたび極東政策が具体的イシューとして登場する場合には、「第三帝国」政府内の各政策参画者の政治行動を規定し、对外政策決定過程に影響を与えて行く事となる

う。本節では、かかる観点から、日独防共協定を巡る外交政策過程を具体的に分析する前に、その前提として、極東国際関係ないし極東政策に関するナチス・ドイツの主要な政策参画者（ヒトラー、外務省、国防軍、国防省防諜局長カナーリス、リッペントロップ）の政治的利害ないし極東イメージを分析しておく事したい。

先ずヒトラーの極東認識に関しては、彼が既に一九三三年の「権力掌握」前に『我が闘争』及びいわゆる『第一の書』で構想していたとされる外交政策上の「プログラム」に於いて、英仏伊ソ等のヨーロッパ諸国に比し、日本及び中国への言及が極めて少ない事が注目されねばならない。しばしば指摘されているように、ヒトラーは確かに「権力掌握」前に日本に対し一定のプラス・イメージを懷いていた。それは例えば『我が闘争』中の次の有名な文章に示されている。「ところでユダヤ人は、自分達の千年にわたる順応によつてヨーロッパ民族の基礎を掘り崩し、かれらを種族の性格を失つた雜種に養育することはなるほどできるにしても、しかし日本のようなアジア的国家主義国家に同じ運命を与えることはほとんどだめだ」ということをじゅうぶん知つてゐる。今日ユダヤ人はドイツ人、イギリス人、アメリカ人、そしてフランス人のありをするることは出来るが、黄色いアジア人に通じる道はかれらに欠けている。「ユダヤ人は自分達の至福千年王国の中に、日本のような国家主義国家が残つてゐるのをばかり、それゆえ自分自身の独裁が始まられる前にきつちり日本が絶滅されるよう願つてゐるのである。」しかし、この記述からも明らかのように、このヒトラーの日本像は、マイナスとしての彼のユダヤ人像からの反射的イメージに過ぎなかつた。しかも、専らナチズム外交政策のあり方に於いて論じてゐる『第二の書』に於いては——同書の編者ワインバーグ (Gerhard L. Weinberg) も認めてゐるように⁽²⁾——そのような日本イメージさえ存在せず、ただ第一次世界大戦前の日露戦争及び日英同盟に関して僅かに日本に言及されてゐるに過ぎないのである。⁽³⁾ヒトラーはその外交政策上の「プロクラム」に於いて英伊を将来の同盟国とし、仏ソを絶滅の対象としたシナリオを描いていたが、ドイツの歴史家エーベルハルト・「権力掌握」前後のヒトラーの「プログ

ラム」の対象は専らヨーロッパに集中しており、非ヨーロッパ諸国は彼の観念世界から脱落していたのである。⁽⁴⁾

ヒトラーの外交政策上の考量に日本が潜在的な同盟国として登場するのは、日独防共協定交渉が本格化する一九三六年八月を待たねばならなかつた。即ち、「ドイツ軍は四ヶ年のうちに出動能力を獲得しなければならない。ドイツ経済は四ヶ年のうちに戦争遂行能力を獲得しなければならない」と定めた有名な「四ヶ年計画覚え書」の中でヒトラーは、「そもそもドイツとイタリア以外では、単に日本のみが「ボルシェヴィズムという」世界的危険に对抗している国家と看做し得る」と述べているのである。⁽⁵⁾

ただ、一九三六年以降のヒトラーの日本に対する積極的評価も、彼の、（一）日本の政治体制の特質に対する認識の浅さと、（二）「黄禍論」的人種イデオロギーによつて大きく制約されざるを得なかつた。

ヒトラーの日本の政治体制に対する認識の浅さは、やや時代は下るが、次の二つのエピソードに如実に表わされている。即ち、既に一九四〇年九月に独伊両国と「三国同盟」を締結していた日本が、翌四一年四月に日ソ中立条約に調印し、加えて野村駐米大使が日米交渉を開始した後の五月二二日、ヒトラーに情勢報告を行つた海軍最高指令長官レーダー（Erich Raeder）は次のように記してゐたのである。「海軍最高指令長官は日本の態度に關して總統の見解を質した。長官「レーダー」は、日本は非常に優柔不斷との印象を持つてゐる（ワシントンでの野村の交渉！）。[これに対し] 総統は、目下のところ明確な像を全く持つていない。」⁽⁶⁾ 更に、一九四一年六月に独ソ戦が開始され、にもかかわらず日本が翌七月に外相松岡を更迭して日米交渉を本格化する姿勢を示した時、ヒトラーはムソリーニに書簡を送り次のように述べていたのである。「何故日本に内閣危機が到來したのか、私は今日に至るも全く理解出来ない。」⁽⁷⁾

以上の二つのエピソードは、一九三九年、平沼内閣が「歐州情勢複雑怪奇」と声明して政治指導を放棄した事を想起させる。一九四一年春から夏にかけての国際情勢の緊迫の中でヒトラーが極東情勢に対し懷いた感情はこれ

と大差がなく、いわば「極東情勢複雑怪奇」とでも言うべきものであったと言えよう。確かに、一九四一年春・夏に於けるヒトラーの日本政治体制に対する理解の浅さを、無前提に過及的に解釈して、彼の極東政策一般に適用することは出来ないかも知れない。しかし政治的・心理的緊張が極度に高まる戦時に於いてこの程度の貧弱な極東イメージしか持ち得ていなかつたヒトラーが、「平時」に於いて、これ以上の極東及び日本認識を有していたと想定する事は難しいであろう。

第二に、ヒトラーの対日積極イメージは、彼の「黄禍論」の人種イデオロギーとアンビヴァレンツな関係にあった。既に『我が鬪争』に於いてヒトラーは「文化創造的」アーリア人に對し日本文化を価値的に低いものとし、次のように述べていた。「今日以後、かりにヨーロッパとアメリカが滅亡したとして、すべてアーリア人の影響がそれ以上日本に及ぼされなくなつたとしよう。その場合、短期間はなお今日の科学と技術の上昇は続くことができるに違いない。しかしわざかな年月で、はやくも泉は水がかれてしまい、日本の特性は強まつてゆくであろうが、現在の文化は硬直し、七十年前にアーリア文化の大波によつて破られた眠りに再び落ちてゆくであろう。」⁽⁸⁾このようなヒトラーの日本に対する文化的・人種的差別意識は、「権力掌握」後も、彼の日本に対する「語られざる前提(unspoken assumptions)」(J・ジヨル)として常に潜在する事となる。しかも注目すべきは、このようなヒトラーの日本人に対する差別意識が、日独の政治的・軍事的協力關係が増すにつれて強まり、第二次世界大戦中に於いては次のごとき発言を生み出すに至つた事である。「日本は次々にあらゆる島を占領しつつある。彼らはオーストリアをも獲得するに至るであろう。白色人種はこの地域から消滅してしまうだろう。」(一九四一年一二月一八日)⁽⁹⁾「彼[ヒトラー]は一つの喜ぶべき——しかしむしろ又悲しむべき——報告をしなければならないと語つた。シンガポールの陥落がたつた今伝えられたのである。」(一九四二年一月一日)⁽¹⁰⁾「尊によれば、ヒトラー自身日本の巨大な戦果に心から感動している訳ではなく、むしろ、黄色人種を撃退するため、出来ればイギリス人に二〇

個師団を派遣したいと語ったといふ。(11)（一九四一年三月二二日）相互依存関係の深化が必ずしも友好的関係を強めるものではないというのが現在の「相互依存論」の有力な見解であるが、この事は右に見たヒトラーの日本に対するアンビヴァレンントな態度にも妥当するであらう。

尚、ヒトラーは、中国に関しては『我が闘争』でも『第一の書』でも「二か所で言及している程度で、外交政策上ほとんど関心を示していなかつた。確かに彼は中国を、アメリカ合衆国やソ連と並ぶ広大な領土を有し、膨大な人口を抱える「巨大な国家」と位置づけていたが、その中国人觀は、「ニグロや中国人がドイツ語を学び終え、将来もドイツ語を話し、そしてドイツ政党のどれかに投票するからといって、かれらがゲルマン民族になるなどと信ずることは、ほとんど理解しがたい考え方がないである」(12)という類の人種的侮蔑感に基いていた。ヒトラーは、こうして、中国にほとんど関心を示さず、又、従つて、何らの対中国政策「プログラム」をも有する事がなかつたのである。

次に、狭義の外交政策に於いて中心的役割を演じるべき外務省の極東認識について見ておこう。ナチズム体制初期のドイツ外務省の外交方針を知る際重要視すべきは、一九三三年四月七日午後に外相ノイラート (Constantin Freiherr von Neurath) が閣議で行つた方針演説(13)及びそれを準備するため外務次官ビューロー (Bernhard Wilhelm von Bülow) が同年三月に作成した覚え書である。(14)この二つの文書は対英、対オーストリア、対フランス、対ソ、対米関係等を中心に以後のドイツ外交の指針を開いた外務省のいわば綱領的文書であるが、我々の観点から注目すべきは、これら文書の中には極東國際關係への言及が一切存在しないという点である。換言するならば、ドイツ外務省は、ナチズム体制初期、自らの総合的外交構想に有機的に組み込むべき具体的・将来的極東政策構想を有していなかつたのである。外務省は、糾余曲折を経つつ、「満州事変」問題では西側諸国と歩調を合わせ、一九三三年二月には國際連盟でリットン報告書の採択に機會主義的に加わつた。(15)そこに見られる一九三〇年代初期ドイ

ツ極東政策の動搖性は、ドイツ外務省に於ける前述のじとき外交目的の欠如の中にその根柢を有していたと言えよう。

しかしここでも、ドイツ外務省の極東イメージが全くの白紙ではなかつた事に注目されなければならない。即ち、彼らは潜在的には日本に対し政治的反感を有していたのである。例えば、外相ノイラートは、過去の日独関係に關し次のように述べてゐた。「日本政府は一九一四年、何らの理由もないのに早々と我々の敵陣營に列した。ドイツではこれに關し特に日本政府に非常に悪意を感じてゐる。ドイツは大戰前に日本に対してあらゆる面で非常な好意を示してきたのに、この好意が不埒な背恩により支払われた事は、我々の感情を深く害した。それ以来我々は日本の対獨友好態度に懷疑的となつてしまつた」⁽¹³⁾ この言葉は一九三四年四月一八日にノイラートが永井駐独日本大使に特に問われて思わず吐露したものであるが、このような日本の対外政策への反感は、ドイツ外交官僚達に相当程度分から持たれた「語られざる前提」を形成してゐたのである。

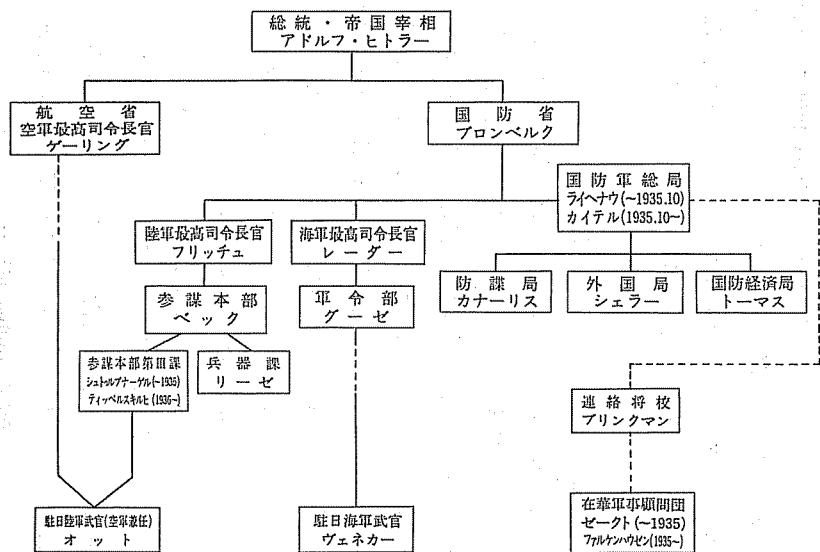
次に、極東政策に関するドイツ国防軍の政治的利害ないしイメージを分析しておこう。周知の如く、ドイツ国防軍は、ワイメア期を通じ、ソヴェト赤軍との秘密軍事協力關係を維持し、この協力關係の下で軍事訓練や兵器改良等の利益を享受し得ていた。⁽¹⁴⁾ しかし、ナチズムの「権力掌握」後、独ソ關係の悪化によりこの軍事協力關係の維持は不可能となり、ドイツ国防軍が自らの活力を維持する為には、新たな軍事的パートナーを必要とするに至つたのである。この面でドイツ国防軍が注目したのは中国であった。何故なら、第一に、ドイツは既に一九二八年以來四〇—五〇人規模の退役将校を中心とした軍事顧問団を中国に派遣していたからである。この顧問団は、形式的に海政権と退役将校との私的契約に基くものではあつたが、彼ら退役将校が帰国した場合は再びドイツ国防軍の現役に復する事となつておらず、又、顧問団がベルリンの連絡将校を通じて定期的に国防軍に報告を行なつていたように、顧問団の活動は密接に本国の国防軍の政策と結びついていたのである。顧問団長バウアー (Max Bauer, 一九

「八一九年」、クライヘル (Hermann Kriebel, 一九一九—二〇年) 及びウツツヘル (Georg Wetzel, 一九三〇—三四年) の下で無規律な集団に興った在華軍事顧問団が、ゼークル (Hans von Seeckt, 一九三〇—三五年) 及びアルケンハウゼン (Alexander von Falkenhausen, 一九三五—三八年) という「大物」の下で軍法会議を有する軍事規律ある集団に再編成された背景には、対ソ友好政策を差し当たり放棄せざるを得なかつたドイツ国防軍の政策転換が存在してゐたのである。⁽²³⁾

第一に、国防経済の観点からいへば、ドイツ国防軍が親中路線を採用する理由が存在した。何故なら、両国の経済は相互補完的であったからである。ドイツ国防経済は、ロシアとの關係悪化後、技術刷新の継続のためにも、又付加的な輸出の拡大のためにも、新たな市場を求めていた。一方、中国側は、ドイツからの工業品輸入を天然資源の輸出で相殺する事が出来た。例えば、ドイツは、軍拡に不可欠のタンクステンのほぼ半分の量を中国からの輸入に仰ぐ事が出来た⁽²⁴⁾。又、一九三五—三六年のドイツの武器輸出総額のうち、実に五七・五ペーセント (11000万ライヒスマルク) が中国に向けられていたのである。(これに対し日本は一七万七〇〇〇ライヒスマルクに過ぎなかつた)。更に、当時「第三帝国」は、急テンポな軍備拡大とそれに起因する極端な外國為替不足の為、シャベル (Hjalmar Schacht) 經済相兼国立銀行総裁の下、ふるわる「新計画」を推進し、対外貿易清算の双務化・ベータ化を行つてこだが、右に述べた独中経済の相補性は、このシャベルのシニアに中国を組み込む事を可能にしていたのであつた。

かかる事態を鑑みて、ドイツ国防軍の親中路線の象徴的存在となつたのは、国防省の官房長ともいはゞる国防軍総局 (Wehrmachtsamt) 長・陸軍中将ワーネル (Walter von Reichenau)⁽²⁵⁾、陸軍參謀本部兵器課 (Heereswaffenamt) 長・陸軍中將リース (Kurt Liese)、及び国防軍總局に直屬する国防經濟・供給課 (Dienststelle Wehrwirtschafts- und Waffenwesen, 二十一国防經濟課) 長・陸軍大佐トマス (Georg Thomas) などである。例

極東政策に関わるドイツ国防軍組織図（1935～1936年）



えばリーゼは、一九三四年四月一六日の覚え書で次のように述べているのである。彼はまず当時のドイツの原料状況に關し次のとおり認識を提示する。「外國為替状況の進展により、在庫が減少し、原料状況は日々悪化の一途を辿り、軍拡状況にとって高度に憂慮すべき事態となつてゐる。」次にリーゼは、独ソ貿易の再活性化に希望を託し次のように述べる。「ロシアへの輸出は、最近数年間の厳しい情勢下に於いては、大部分のドイツ工業にとっての救いの綱 (Rettungssanker) であり、又、我が軍拡に決定的意味をもつ機械工業にとって巨大な重要性を有するものであった。」「ロシア軍需産業がドイツ製機械を必要としている事を知つてゐる者、ソヴェトロシア國家の懸案である大規模な工業プロジェクトを知つていゝ者、ロシアの原料産出について知悉し、かつ「独ソ」両国の外國為替問題が等しく厳しい状況にある事を熟知する者は、誰であれ、次のような結論に至るに違ひない。即ち、「独ソ両国間の」あらゆる政治対立にもかかわらず、バーター手続を通じて、対露輸出の再建を可能速やかに実現すべきであるという事である。」しかし

リーゼは、対ソ貿易の全面的再建の困難性を前提として、更に中国に対し関心の対象を拡大し、次のように述べる。「廣東に於ける兵器工場建設の目的意識的進展に刺激されて、南京政府も今日軍備拡張の推進を欲しているかに見える。」「ドイツ製兵器と製造機器への中国陸軍の関心は大きく、当然にも一定の期待が持たれている。従つて、ドイツの側でも、帝国欠損保障（Reichsgarantie）、輸出奨励金（Exportprämien）その他の手段を用いて軍需会社に便宜を与える、かかる事業を通じて外國為替を獲得する事が望ましい。外相と經濟相の関心を特に中国事業に向けさせる事が必要であり、又、中国に於いてドイツ産業を統一的に擁護する事が望ましい」かかる国防經濟上立場に立てば、対ソ貿易再建への期待からも、又、中国市场への関心からも、親日的路線の介在する余地はほとんど存在しないと言つてよからぬ。

更に第三に、かかる国防經濟上からの親中路線は、日本陸・海軍の軍事的力量への冷めた評価によつて裏打められていた。この見解を代表していたのは陸軍軍務局（Truppenamt、一九三五年七月より陸軍參謀本部 Generalstab des Heeres へして再編）第三課（外國陸軍及び駐在武官担当）長・陸軍大佐ショルブルグナーゲル（Karl Heinrich von Stülpnagel）であった。例えは彼は一九三四年一月二一日、陸軍内部で「極東に於ける情勢」レポートで講演し、日本とソ連の軍事力に關し、次のとおり冷静な判断を下しているのである。「〔日ソ〕双方の力關係を比べてみると明らかなように、両者とも、近い将来、自身が戦闘に耐え得るとは信じていらない。ロシア陸軍は疑いもなく近代兵器、火器、戦車、及び航空戦力で日本に優越しているが、軍需一供給設備に關しては深刻な疑惑を生じさせる。ロシアは従つて完全に防衛の側に立たされている。一方、日本は地上軍の瞠目すべき近代化と再武装に従事しているが、そのため、日本人に於ては、この再建期に大規模軍事衝突が起らるのは不都合であろう。」このようない判断に立脚するならば、極東國際關係に於いて日本を政治的・軍事的パートナーとするような協定案・條約案が提示された場合、国防軍がそれに疑惑を提示せざるを得ないのは当然である。

更に注目すべきは、国防軍の命令系統上陸軍参謀本部第三課に直属する東京駐在武官・陸軍大佐オット (Eugen Ott) も又日本陸軍の力量に低い評価しか与えていなかつたといふ点である。例えば彼は一九三五年七月五日、日本の軍拡状況はソ連に対し余りに貧弱で遅れてゐる旨の報告をベルリンに送つてゐるのである。⁽²⁷⁾ 加えて、日本陸軍の内情を詳しく知る立場にあつたオットは、日本参謀本部の追求する「広範な諸計画」にドイツが巻き込まれないよう警告する報告を、一九三五年一〇月二八日をはじめ様々な機会に陸軍参謀本部に送付していたのである。オットが日本の軍拡計画を可能な限り援助すべきとの方針に転換するのは日独防共協定締結後の一九三七年五月のことであるが、それ迄彼は右のごとき見地から日独の接近に懷疑的な姿勢を維持する事となる。かかるオットの見解は、当然にもシヨトウルブナーゲル——及び一九三六年半ばより後任の陸軍大佐ヒンペルスキルヒ (Kurt von Tippelskirch)——を通じて陸軍最高司令長官・陸軍大将フリッチャ (Werner von Fritsch)、陸軍参謀総長・陸軍大将ベック (Ludwig Beck) の陸軍首脳の政策態度に影響を与える事となるのである。

以上の如き観点からドイツ国防軍は、最高責任者である国防相・陸軍大将ブロンベルク (Werner von Blomberg) を先頭に、極東に於いて中国に対する經濟的・軍事的協力關係の深化に全力をあげる事となる。具体的には、軍事顧問団長在任中及び退任後にも中国との經濟・軍事協定の締結に努力していたゼークトル、兵器ブローカー＝ハンス・クライン (Hans Klein) の活動を強力に支援して行くのである。

因みに、このゼークトとクラインの活動は、蒋介石政権との交渉と併行して、当時南京政府との潜在的敵対関係にあつた陳濟棠の率いる広東派とも兵器・プラント交渉を進めており、そのため蒋介石側にクラインに対する著しい不信感を惹起せしめていた。こうした事態を憂慮した軍事顧問ファルケンハウゼンや駐華公使トラウトマン (Oskar von Trautmann) はベルリンに対し繰り返し警告を発しており、この警告は、極東での中立・不介入を維持するドイツ外務省と国防省の間で深刻な政府内政治対立を発生させていたのである。だが、このような混乱にもかかわらず

ラーナ・プロンベルク・国防省はやみくもにクライイン支持の姿勢を維持した。例えば、プロンベルクの委託を受けたライヘナウは、一九三五年一月一〇日、ファルケンハウゼンに対し書簡を送り、後者によるクライイン批判を威丈高に封殺しようと試みているのである。「既に一九三三年より開始された廣東政府との交渉は極めて重要かつ帝国国防省の利益に合致しているので、国防省は彼〔クライイン〕に対し非常に広範な支持を与えていた。その際には外務省の反対論をも除去する事に成功している。」「國立銀行總裁シャハトを始め帝国政府自身がこの案件を広範に支持しており、従つてそれは既に〔国防軍の政策から〕帝国政府自体の政策となつたのである。」「貴〔下〕の影響力ある助言により、今なお南京から発せられる些細な攪乱工作を阻止する事が出来れば有難い」という訳である。このような国防軍の強引な中国政策は、軍事顧問団長から上海総領事に転出していたクリーベルをして次のように嘆ぜしめる程のものであった。「私は、「クライイン事業に」関与している帝国国防省が、その実際の状況や、南京正統政府の廣東に対する関係を誤つて判断していいのではないかと非常に懸念している。」しかし、このような混乱は廣東派の後退とクラインによる廣東プロジェクトの放棄によって一応除去され、獨中交渉は一九三六年四月八日、一億ライヒスマルクに及ぶ借款協定となつて結実する。以後ドイツ国防軍は、この協定を通じ、中国の経済的・軍事的再建を強力に支援して行く事となるのである。⁽³²⁾

しかし、以上のように總体として親中路線を追求する国防軍の中にあって、極めて異端的に潜在的な親日傾向を有する部局が存在した事が、以後の日独協定交渉にとって非常に重要な意味を有する事となる。その部局とは、トーマスの国防経済局と同様にライヘナウの国防軍総局に直属し、海軍少将カナーリス（Wilhelm Canaris）が率いる防諜局（Abteilung Abwehr）であった。

防諜局は、當時国防省内部に於いて、世界各国、特に仮想敵国の軍事情報の収集・分析、それら諸国での破壊活動の推進、及びドイツ国内での各機関員・国内反対派勢力の破壊活動に対する防諜・摘発活動を主たる任務とし

ていた。従つて、一九三五年七月一八月のコミニンテルン第七回大会に於けるいわゆる「人民戦線」戦術の採択によりヨーロッペに於いてドイツ・イタリア等「ファシズム国家」に対する共産主義者及び人民戦線勢力による反対活動が活性化していた当時の政治情勢下にあって、防諜局の関心は、国内・国外の反対派勢力及びその背後にあると想定されたソ連邦に対しても向ける事となつた。そもそもカナーリスは、一九一八年／一九年のドイツ革命の渦中、スペルタクス団の指導者ローザ・ルクセンブルク (Rosa Luxemburg) とカール・リープクネヒト (Karl Liebknecht)⁽³³⁾ の暗殺者の逃走を援助したという嫌疑をかけられる程の反共的傾向を有していたが、一九三五年一月に海軍から国防省防諜局長へと転出した彼が同年九月に述べた次のような言葉は、カナーリス及び防諜局の強い反ソ・反共思想を率直に表明したものに他ならなかつた。⁽³⁴⁾ 「新しいドイツ帝国は、共産主義思想の担い手としてのソ連邦を撃つ任務を自らの課題として引き受けたのである。」

かかる反共思想に基き、カナーリスは、防諜局長就任以来、潜在的同盟国との対ソ情報交換を軸としたいわば防諜面での「対ソ包囲網」の形成に力を注ぐ事となつた。具体的には、一九三五年春から夏にかけて、ハンガリー、エストニア、フィンランド等ソ連邦に隣接する諸国の軍部と積極的に接触し、対ソ情報の交換及びその制度化の問題に關し協議を行なつたほか、當時エオピアへの介入により一九三五年四月のいわゆる「ストレーザ戦線」の反独姿勢から対独接近へと向かいつたイタリアとの間で防諜面での協力関係確立の努力が行なわれていた。即ち、カナーリスは、一九三五年七月一三日及び一四日にミヨンヘンでイタリアの防諜局長ロアッタ (Mario Roatta)⁽³⁵⁾ 大佐と両者の協力関係について打診し、又、二ヶ月後の九月一六日及び一七日にイタリアのガルドーネでロアッタ及びブレンタ (Brenta) 海軍大佐と再びこの問題を協議しているのである。その際注目すべきは、イタリア側から「共産主義の危険に対する共同闘争を行なう為の協定」を締結する可能性に關し、國家秘密警察 (ゲシュタポ)⁽³⁶⁾ とも協議を行ないたいという希望が提出されていたのである。

又、カナーリスは、同じ時期、主として東欧圏に在住する在外ドイツ人をドイツ国内で統轄する事を目指した組織「民族ドイツ人協議会 (Volksdeutscher Rat)」による防諜上の関心から接近していた。即ち、この協議会のメンバーであるカール・ハウフホーファー (Karl Haushofer) は、一九三五年七月二四日、同協議会のメンバーであつたリッペントロップに宛てて次のように記していくのである。「国防省の側からは、カナーリス提督を通じて個人的に、民族ドイツ人協議会に対する非常に大きな関心が通告されている。⁽³⁸⁾」このハウフホーファーの記述は、カナーリスのソ連及び東欧への防諜上の強い関心を示すと共に、カナーリスとリッペントロップが民族ドイツ人協議会を通じて一定の接触を持つていた可能性が示唆されており興味深い。

さて、一九三四年四月に駐独日本陸軍武官として着任した大島浩とカリーナスは、比較的早い時期から接觸をもつていたと想定され、しかも両者の協力関係は年月を経るに従いよいよ濃密なものとなり、一九三八年六月の極東赤軍政治将校リュシコフ (Luschkow) 死命事件の際の日本側によるドイツへの極東赤軍情報の大量譲渡を経て、遂には一九三九年の大島による「スターリン暗殺計画」への防諜局の一定の関与という事態に迄立ち至つたようであるが、かかるカナーリスと大島の接觸は、右に見た防諜局・カナーリスの反共・反ソ防諜包囲網政策の文脈に於いて理解されなければならない。何故なら、大島の側でも、ソ連に対する防諜活動を駐在武官としての任務の重要な一環として与えられていたからである。⁽⁴¹⁾ 当時、「満州國」を基地とする日本の対ソ防諜活動は各国防諜関係者に世界一流のものと認められており、かかる日本の活動は当然にも防諜局・カナーリスの関心を集めることとなつた。⁽⁴²⁾ こうして日本は、カナーリスの反ソ防諜包囲網政策の中に重要な一環として組み込まれる事となつたのである。

さて、次に当時のリッペントロップの政府内政治基盤を分析しておこう。リッペントロップは、一九三二年から三三年初頭にかけてその邸宅を伝統的支配層とヒトラーの会合の場所に提供するなどしてナチスの権力掌握の重要な橋渡し役を演じ、又、酒類商人としての外国経験と堪能な語学能力から、私的な外交顧問としての一定の寵愛を

レムラーが命ぜられており、一九三四年四月一四日には「軍縮問題全権代表 (Der Beauftragte der Reichsregierung für Abrüstungsfragen)」に任命された。彼のこの資格による初の外交上の成果は、潜水艦を除くイタリアの対英建艦比三五パーセントを規定した一九三五年六月の英独海軍協定である。この協定によりドイツはベルサイユ条約の軍備制限条項を実質的に破棄する事に成功すると共に、一ヶ月前に成立してした英仏伊による反独連合リスト⁴³ レーダ戦線に楔を打ち込む事となったのである。

だが、ノイのようなりック・ノートロップの一連の対外的成功にもかかわらず、彼の政府内政治基盤の著しい特徴はその狹隘性にあった。例えば、彼は「軍縮問題全権代表」として外相ノイラートに従属する事となっていたが、ノイラート及び外務省は、リッケン・ノートロップの行動を、ローゼンベルク (Alfred Rosenberg) 及びナチ党外交政策局 (Außenpolitisches Amt der N.S.D.A.P.) に対すると同様、著しく不信の念をもって眺めていたのである。ノイラートは、既にリッケン・ノートロップの「軍縮問題全権委員」任命以前から、彼の外交分野での活動を、次のようにいわば悪意ある待機主義の立場から観察していたのである。「リッケン・ノートロップ」と似たようなエージェントは、以前から、とりわけ「第一次世界」戦争以来、繰り返し活動していた。「しかし」彼らの成果、従つて有用性は、多くの場合、ほとんど無に等しい。とりわけ、今迄の経験によれば、彼らの「対外」関係は急速に消滅する。「何故なら」彼らが「他国の」政府メンバーと会談するや否や、彼らの任務ないしミッションの性格が公的か半官的かという問題が投げかけられるからである。責任ある政治家は、もちろん、責任なきヒージョンに立場を表明する事を拒否するのである。⁽⁴⁾

かかる外務省の待機主義が失敗してリッペントロップが「軍縮問題全権代表」に任命された後も、両者の確執は継続した。例えば、リッペントロップは外務省・ノイラートに「外務次官のランク」を要求すると共に、軍縮問題以外の「あらゆる外交上の諸経過」に関し情報を与えるよう要求していたが、これに対する外務省の反応は全く冷

ややかなものであった。即ち、外務省は、外務次官のランク付与を拒否し、提供する情報を専ら軍縮問題関係に限定すると共に、リッペントロップの行動様式に関し、逆に、次のような激しい批判を浴びさせていたのである。「数カ月以来、私「ノイラート」は、貴下の外交活動に関し、口頭でも書面でも、貴下による報告を得ていない。」「貴下は、……外交政策分野で行なっている活動に関し、私に報告するよう宰相から命令を受けている。「にもかかわらず」貴下は最近それをもはや必要と認めていない。⁽⁴⁵⁾」こうして、外務省とリッペントロップの間では、地位と情報を巡る激しい政府内政治上の緊張感が存在していたのである。

更に、リッペントロップは、一九三二年五月に入党したに過ぎない「新参者」として、ヒトラーの外交顧問を自称する「古参闘士」ローゼンベルクとの間でも激しい政府内政治上の緊張関係に陥る事となつた。当時ローゼンベルクは、「外交政策に関与する既存の党機関は、解体されるか、又は利用可能な場合は外交政策局に直属しなければならない」との政府内政治上の立場を維持していたから、彼のリッペントロップ及びリッペントロップ事務所への反発は非常に激しいものとなつた。例えばローゼンベルクは、リッペントロップに次のような批判を書き送つていたのである。「貴下の私に対する行動は、貴下にいささかのモラル上の権利をも与えるものではない。」これに對しリッペントロップも、ヒトラーの支持をひけらかしつつ、次のように反論していた。「私のローゼンベルクに對する態度は、單に、次の事情に根拠を有するに過ぎない。即ち、私の行なっている事は、總統の政治的、委託を遂行する事以外の何ものでもないという点である。」かかるローゼンベルクとの党内鬭争は、リッペントロップをして次のように嘆ぜしめる程激しいものであった。「この軋轢は、數年来、明らかに私の労働力の半分以上を消耗させている。」「私の資質！」にもかかわらず、この我々の隊列内部での個人的な鬭争は、結局は深刻に我々の健全性を損なつてしまふ。私は數年間この鬭争を貫徹し自己を主張してきたが、長期的にはもはや不可能である。そうでなければ、私の労働力は麻痺してしまふであろう。」こうした状態から脱却する為にリッペントロップは、總統代

理ルドルフ・ベ（Rudolf Heß）は、血のローヤンブルクと同格のナチ党全国指導者（Reichsleiter）の一人に昇進させるよう強く求めると共に、ヒトラーにも同様の要求を、辞職の脅しを持って行なうに至った。「我が総統閣下、もし總統がこの為の決断を下し得ないという事であれば、いつ私が外交政策上の活動の義務を解除し得るのか伝えて下さい」という訳である。⁽⁴⁷⁾

かかるリッペントロップの政府内政治基盤の狹隘性は、ベルリンの外交各界でも知覚されるところであった。例えば、一九三六年一月一六日、ベルリン駐在イギリス大使フ・ピップス（Eric Phipps）は本国に次のように伝えていた。「私が信頼し得る筋から知り得たところによれば、リッペントロップ氏は彼の個人的な不人気によりいくらか意氣消沈しているが、パリなしロンドンへ大使として赴任する意志はない」という。彼は単に旧友人や外相「ノイラート」により嫌われているのみならず、最近では、英獨海軍協定のゆえに、ナチ指導者達からも激しく攻撃されている。「軍部に於いては、ソビエト政府をして巨大な再軍備計画を開始せしめた宰相の言動がリッペントロップ氏の責に帰せられている。最後に、大工業家達は、ロシアとの貿易の再開を要求している」という訳である。⁽⁴⁸⁾

更に注目すべきは、彼の活動を支えるリッペントロップ事務所が、全くの組織的混乱状態にあったという点である。リッペントロップ事務所は一九三四年四月のリッペントロップの「軍縮問題全権代表」任命にその起源を持つ半官的組織であったが、以後もその組織的整備は遅れていた。例えば約一年半後の一九三五年一〇月一五日、後の日独防共協定交渉の立役者となるヘルマン・ラウマー（Hermann von Raumer）は、リッペントロップ事務所への就任に際し、次のようにその組織的惨状を嘆いていたのである。「私は致命的に不幸であると感じる。『事務所』の誰一人として自分専用の執務室や秘書を有していない。皆がぼんやりと座って過いし、煙草を吸い、ガシップ話をし、ボスを待っている。私が明確に教えられたところによれば、ここには『官僚制』がなく、従つて事務ファイルもない。というのも、リッペントロップによれば、事務ファイルはあらゆる官僚制の発端になるからだという。

もある特別の文書を必要とする場合、書類が詰まつた二つのルネサンス風のトランクが床にぶらまけられ、その文書を探し出す迄秘書や助手の皆がその書類の山を見てかき分けるのだ。⁽⁴⁹⁾ このように、リッペントロップは、自己の任務を遂行する組織的基盤を、内部的にも欠いていたのである。

最後に、彼のヒトラーに対する関係を見ておこう。確かにヒトラーは、リッペントロップに関し、「大きな賞讃」をもつて語り、「彼は将来の外相だ」とも語っていた。しかしヒトラーによれば、「彼は先ず初めに一度手柄を立てるべきである」とされ、その為ヒトラーは、「イギリスの指導者達とコンタクトを形成する為にリッペントロップをロンドンへ派遣する」と述べたのである。⁽⁵⁰⁾かかる意図に基いて一九三六年七月にヒトラーはリッペントロップをロンドン駐在大使に任命し、又、同時に、リッペントロップの先の要求の一部を受け入れて、党の集会に於いてはリッペントロップを全国指導者と同格に扱う事とした。⁽⁵¹⁾しかしこの決定はリッペントロップにとって必ずしも意に沿うものではなかつた。第一に、全国指導者との同格は單に党的集会に於いてのみとされており、政府内政治的に重要な意味を持つていなかつた。第二に、既に見たように、リッペントロップは外務次官のポストを狙つており、駐英大使のポストは彼にとって不満であった。又、ヒトラーへの直接のアクセスの重要性を本能的に認識していたリッペントロップは、ロンドン赴任によりそれが失われ、自らの狭隘な政府内政治基盤が更に掘り崩されるのを恐れた。彼がロンドン赴任後、「さまよえるアーリア人」と揶揄されながらも、ドイツへの一時帰国を繰り返したのは、その証左と言えよう。なお、このリッペントロップの駐英大使任命に際しては、実現されなかつたことはいえ、外務省・ノイラートから、リッペントロップ事務所を解体すべきだとの強い要求が提出されていたようである。⁽⁵²⁾

かかる理由からして、リッペントロップはロンドン赴任を好まず、又、当時日独防共協定交渉が本格化した事もあり、ロンドンへ赴いたのは発令後三ヶ月も経つた一九三六年一〇月の事であった。当時ドイツ各界では「リッペ

ントロップ大使がロンドンへ不承、不承赴いたのは公然の秘密⁽⁵³⁾とされたのである。リッペントロップは、前述のように、「私の行なっている事は、總統の政治的委託を遂行する事以外の何ものでもない」という自意識を持つていたが、しかし、以上のように、この男にとって、駐英大使という「總統の政治的委託」よりも、自身の出世という功名心ないし私的利益の方により、強い関心が向けられていたのである。ただ、当時のリッペントロップの置かれた政府内政治基盤の狭隘性を考えるならば、彼にとってロンドン赴任をあくまで済む事は出来なかつた。リッペントロップ事務所の一員⁽⁵⁴⁾が語ったように、「彼はかかる〔政府内政治上の〕諸攻撃に敏感なので、在外ポストを受け入れるだらう」という訳である。政府内政治基盤が狭隘なりッペントロップはヒトラーの決定を拒否出来ず、否、それゆえにこそますますヒトラーの寵愛に頼らざるを得ない事となつたのである。

以上を要約するならば、当時リッペントロップは、外務省・ノイラートと敵しい緊張関係にあったのみならず、ナチ党古参闘士ローゼンベルク及びナチ党外交政策局とも激しい政府内政治上の対峙関係にあり、自らの依つて立つ組織的基盤も脆弱で、しかも彼へのヒトラーの支持は限定的であつた。かかる政府内政治状況に置かれていたリッペントロップにとって、各政策参画者の攻撃をはね返し、自己の利害と構想を実現してゆく為には、ヒトラーの言ふように、「先ず初めに一度手柄を立てる」事が必要であり、それによりヒトラーの寵愛を確固として行く事が決定的に重要な事であった。

現在迄の研究では、主としてリッペントロップの「親枢軸構想」という観念的レヴェルが問題とされてきたが、以上に見たように、「第三帝国」の多頭制的權力構造及びその中のリッペントロップの政府内政治基盤の狭隘性が彼の政策的パトスの重要な一環を形成していた事を見落してはならないだろう。そして、英独海軍協定の締結後、彼のかかる政策的パトスが向けられた対象こそ他ならぬ日独防共協定であった。

(1) アドルフ・ヒトラー、平野一郎・将積茂訳『我が闘争』、角川文庫、下巻三七三—三七四頁。

- (a) Gerhard L. Weinberg (Hrsg.), *Hitlers Zweites Buch*, Stuttgart 1961, S. 18.
- (b) „*Hitlers Zweites Buch*, S. 60, S. 171 f.
- (c) Eberhard Jäckel, *Hitlers Weltanschauung*, Stuttgart 1980^a, S. 48.
- (d) „*Hitlers Denkschrift zum Vierjahresplan 1936*“, in: *Vierteljahrsshefte für Zeitgeschichte*, 3. Jahrg. (1955), S. 184–210, hier S. 210, S. 205.
- (e) Besprechung des Oberbefehlshaber der Reichsmarine beim Führer am 22. Mai 1941, in: Gerhard Wagner (Hrsg.), *Lagevorträge des Oberbefehlshaber der Reichsmarine vor Hitler 1939–1945*, München 1972, S. 227–239, hier S. 230.
- (f) Hitler an Mussolini vom 20. Juli 1941, in: ADAP, D-XIII, Dok. Nr. 134, S. 160–164, hier S. 161.
- (g) 『*第三回世界大戦*』上巻 | 須原一郎著°
- (h) Tischgespräch Hitlers vom 18. Dezember 1941, in: Hugh R. Trevor-Roper (Hrsg.), *Hitler's Table Talk 1941–1944*, London 1953, S. 150.
- (i) Besprechung Hitlers mit Victor Antonescu vom 11. Februar 1942, in: Andreas Hillgruber (Hrsg.), *Staatsmänner und Diplomaten bei Hitler*, Bd. 2, Frankfurt/M. 1970, S. 48.
- (j) Tagebucheintragung Ulrich von Hassels vom 22. März 1942, in: ders., *Vom anderen Deutschland. Aus den nachgelassenen Tagebüchern des ehemaligen Botschafters von Hassel 1938–1944*, Zürich 1946, S. 226.
- (k) Robert O. Keohane, Josef S. Nye Jr., „International Interdependence and Integration“, in: Fred I. Greenstein, Nelson W. Polsby (Hrsg.), *Handbook of Political Science*, Bd. 8, *International Politics*, Reading, Mass., 1975, S. 363–414, hier S. 375–377.
- (l) 『*第三回世界大戦*』上巻 | 須原一郎著° *Hitlers Zweites Buch*, S. 128.
- (m) 『*第三回世界大戦*』上巻 | 須原一郎著°
- (n) Niederschrift über die Ministerbesprechung am 7. April 1933 in der Reichskanzlei, in: ADAP, C-I, Dok. Nr. 142, S. 255–261.
- (o) „Denkschrift des Staatssekretärs von Bülow vom März 1933“, in: *Militärgeschichtliche Mitteilungen* 1

- (22) Aufzeichnung Lieses vom 16. April 1934, in: BA-MA, WII F 5/383, Teil 2.
- (23) Vortrag Stülpnagels vor den Offizierslehrgängen am 22. Januar 1934, „Die Lage im Fernen Osten“, in: BA-MA, RW 5/v. 348, hier Bl. 16. Vgl. auch Aufzeichnung Stülpnagels vom 29. März 1934, „Überblick über die japanische Politik in Asien“, in: BA-MA, RH 1/v. 78, Bl. 138-141.
- (24) „Die militärpolitische Entwicklung Japans seit Beginn des Jahres 1935“, Anlage zu Ottos Bericht vom 5. Juli 1935, zitiert in: Gerhard Krebs, *Japans Deutschlandpolitik 1935-1941*, Bd. 2, S. 32, Anm. 204.
- (25) Ott an Tippelskirch (Nachfolger Stülpnagels) vom 1. März 1937; Ott an Tippelskirch vom 1. Dezember 1936, in: BA-MA, RH 2/2939, Bl. 20-27; Bl. 4-6.
- (26) Ott an Tippelskirch vom 5. Mai 1937, in: BA-MA, RH 2/2939, Bl. 35-38.
- (27) Reichenau an Falkenhäsen vom 10. Januar 1935, in: BA-MA, Msg 160/7, Bl. 45-47.
- (28) Trautmann an das Auswärtige Amt vom 17. Mai 1935, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 94, S. 167. 〔訳〕 Auswärtiges Amt (支那課) が AA へ送付。
- (29) Kreditzusatzvertrag zu dem zwischen der chinesischen Regierung und Hans Klein abgeschlossenen Warenaustausch-Vertrag vom 23. August 1934, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 270, S. 382-383. 〔訳〕 中国と日本との貿易の拡大に関する協定。
- (30) Vgl. Heinz Höhne, *Canaris. Patriot im Zwielicht*, München 1976, S. 63 ff. 〔訳〕 1934年8月に中日貿易協定（Abteilung Ausland）が締結された。これは、日本と中国との貿易を促進するためのものである。外國局の防諜課が担当したが、外國局（Amt Ausland/Abwehr）は以前は陸軍省の陸軍部に属していた。1934年8月に改組された。Vgl. Aussage Bückners (Vizeadmiral a. D.) vom 22. August 1960, „Die Abteilung späterer Amtsgruppe Ausland im Amt Ausland/Abwehr des Oberkommandos der ehemaligen deutschen Wehrmacht“, in: BA-MA, RW 5/v. 278, Bl. 1-7.
- (31) Canaris an Swennson, datiert vom General Fritsch am 22. September 1935, zitiert in: John W. M. Chapman, „The Origins and Development of German and Japanese Military Cooperation“, Unveröffentlichte

- (55) 〈ノルマニ・ヒルトナウヒュゼ〉、Heinz Höhne, Canaris, S. 233-234. 〔ヒルトナウヒュゼの著者、John W.M. Chapman, „German and Japanese Military Cooperation“, S. 43. ヒルトナウヒュゼ（Gestapo）の著者、ヘーフィー（Referat Deutschland）の著者、ヨーゼフ・ゴebbels（Josef Goebbels）の著者、アントン・ヘルツ（Antikommunisten）等の著者、ヨーゼフ・カナリスの著者、ヒルトナウヒュゼの著者、ヘルムート・クレーベル（Gerhard Krebs, *Japans Deutschlandpolitik 1935-1941*, Bd. I, S. 54-56.

(56) Bericht Canaris vom 17. Juli 1935 über die Besprechung mit Roatta, in: BA-MA, RH 1/v. 78, Bl. 318-324. Vgl. auch Bericht Stülpnagels über die Besprechung in Rom vom 3.-8. Dezember 1934, in: PAdAA, Geheimakten II FM 11, „Militär-Politik“, Bd. 2 (E 39905-910).

(57) Bericht Canaris vom 19. September 1935 über die Besprechung mit Roatta, in: PAdAA, „Militär-Politik“ (E 39912-917.)

(58) Karl Haushofer an Ribbentrop vom 24. Juli 1935, in: Hans-Adolf Jacobsen (Hrsg.), *Karl Haushofer - Leben und Werk*, Bd. II, *Ausgewählter Schriftwechsel 1917-1946*, Boppard/Rh. 1979, Dok. Nr. 117, S. 209-211, hier S. 210.

(59) Scholl (der stellvertretende Militärrattaché in Tokio) an das Reichskriegsministerium vom 10. August 1938, in: BA-MA, RH 2/v. 2939, Bl. 191-196, bes. 198-199.

(60) Ebenda, bes. Bl. 198; Aufzeichnung Heinrich Himmlers vom 31. Januar 1939, in: TMWC, Bd. 29, S. 327-328. 前略の歴謫記・カナーハル 大體ホチキスの日本陸軍の間接的・直接的な協力關係の二種類、カナーハルのトドケ歴謫記の件にハバーナーの活動、の件カナーハル・歴謫記を中止する國防軍の反対と抵抗運動に参加したカナーハル・カローラーク等の日本が断片的で情報交換を行なう。 Helmuth Groscurth, *Tagebücher eines Abwehroffiziers*, hrsg. von Helmut Krausnick/Harold C. Deutsch, Stuttgart 1970.

(61) 大畑「日独防共協定・同強化問題」、一七回。

(62) 時期はやや下るが、一九三七年春、日本海軍がノ連ツマール艦隊の間接的・直接的・秘密文書をハイタクに提供し、その文書を譲り受けた陸軍パイント海軍官僚ハネカ（Paul Wenneker）が「艦隊が日本の情報活動」による抗戦の準備を進めた（参考文献）。

（43） ツバキ黒澤ミヒコ著、Wolfgang Michalka, Ribbentrop und die deutsche Weltpolitik 1933-1940. RM II/v. Case 17/2/PG 32144/4.

（44） *Außenpolitische Konzeptionen und Entscheidungsprozesse im Dritten Reich*, München 1980, S. 24-106.

（45） Aufzeichnung Neuraths (o. D.), in: ZSA-Potsdam (PAdA, Sammlung Jacobsen), Handakten Neurath, Bl. 4-5. 総務省外務省東洋政策課係文書の閲覧証同様東洋内務省に申請したが断否未だたぬ (Ministerrat der Deutschen Demokratischen Republik, Ministerium des Inneren, Staatliche Archivverwaltung, an Nobuo Tajima vom 30. April 1984)。ツバキ黒澤は米大統領トマホーク・ヤコブヤンの教説が因みに外務省外交文書（米）に施錆したツバキ黒澤の封印を外せぬよう、本稿では同教説が因みに東邦文書館（ツバキ黒澤）に施錆したナホ外交関係の手記（BA, ZSG 133, Dokumentation Jacobsen）の部分的に引用して置く。而文書の閲覧を快く許されたヤコブヤン教授は謝意を表しどう。

（46） Ribbentrop an Neurath vom 2. Juli 1934; Neurath an Ribbentrop vom 19. Januar 1935; Neurath an Ribbentrop vom 29. Mai 1935, in: ZSA-Potsdam (PAdA, Sammlung Jacobsen), Handakten Neurath, Bl. 46; Bl. 81-82; Bl. 87-88.

（47） Denkschrift Rosenbergs vom 22. Mai 1933, „Der Aufbau des Außenpolitischen Amtes der N.S.D.A.P.“, in: BA, NS 8/37, Bl. 11-16, hier Bl. 15.

（48） Ribbentrops „Notiz für Führer“ vom 11. Mai 1936, in: BA, NS 10/91.

（49） Phipps an Eden vom 17. Januar 1936, in: DBFP, 2-15, Dok. Nr. 454, S. 563-564.

（50） Tagbucheintragung Rauners vom 15. Oktober 1935, zitiert in: John L. Heineman, *Hitler's First Foreign Minister*, University of California Press 1980, S. 129.

（51） Tagbucheintragung Krogmanns (Bürgermeister von Hamburg) vom 30. März 1936, in: BA, ZSG 133 (Dokumentation Jabobsen)/36.

（52） Bekanntmachung des Stellvertreters des Führers Heß vom 6. August 1936, in: BA, ZSG 133 (Dokumentation Jacobsen)/36.

(53) Aufzeichnung der Dienststelle Ribbentrop vom Oktober 1936 (ohne Unterschrift), in: PAdAA, „Dienststelle Ribbentrop Ribbentrop Persönlich“ 29/2.

(53) Ebenda.

(54) Phipps an Eden vom 17. Januar 1936, in: DBFP, 2-15, Dok. Nr. 454, S. 563-564.

(55) ニューヨークの「外交構想 (Konzeption)」として觀念的・実務的着想として書かれた外交史の典型的な例。

参考 Wolfgang Michalka, *Ribbentrop und die deutsche Weltpolitik 1933-1940* が挙げられる。

第二章 始動

以上見たように、極東政策にかかる「第三帝國」の主要な政策参考者達は、各自の政治的・イデオロギー的ないし組織的・官僚制的立場から極東政策の様々な問題相の一面に反応し、独自の極東イメージないし極東政策利害を形成していた。本節以下では、以上のいわゆる利害配置を念頭に置きつつ、主として国防省文書、ハック文書⁽¹⁾、外務省文書に依拠しながら日独防共協定成立を巡る「第三帝國」内部の外交政策過程を具体的・内在的に分析する事としたい。

既に見たように、国防省防諜局長カナーリスは自らの推進する「反ソ防諜包围網政策」の立場から、又、リッヒャード・リッヒャードは自らの依つて立つ政府内政治基盤の狭隘性から、日本といふ国際政治上のファクターに注目し、以後一種の「政府内政治連合」を形成して共同で親日政策を推進して行く事になるが、このカナーリス及びリッヒャード・リッヒャードと駐日日本陸軍武官大島浩⁽²⁾とを結びつけたに際し重要な役割を演じたのが兵器プローカー＝ハック博士 (Dr. Friedrich Wilhelm Hack) である。

ハックは第一次世界大戦時に青島で捕虜となり数年を日本で過ごした経験の持ち主であるが、その折の日本当局との繋がりは以後も継続した模様で、一九二〇年代前半には既にベルリンの日本領事館に出入りし、以後ワイヤー

ル期・ナチズム期前半を通じて日本陸・海軍当局との商取引を推進し、ドイツに於ける親日派商人の一人として活動する事となる。例えば彼は一九二三年六月二三日付の「ドイツ海軍省政務局シュテフアン (Steffan) 大佐」への書簡の中で、ベルリン駐在荒城日本海軍武官の帰国に際して同武官と「潜水艦、火器その他の分野で会談を行なうよう」進言しており、又、一九二五年二月、やはりベルリン駐在の小檍日本海軍武官とドイツ海軍との「航空機を巡る様々な問題」に関する交渉にも介入しているのである。⁽³⁾

ハックのかかる日本海軍との繋がりはナチズム期に入つても維持されている。一九三五年三月、彼はハインケル航空機会社と名古屋の海軍関係メーカーとの飛行機売却交渉にも顔を出している。⁽⁴⁾

さて、ハックがかかる兵器ブローカーとしての役割を越えて政治的な「日本ロビー」としての活動に積極的に足を踏み入れたのは一九三五年初頭であると思われる。即ち、当時のドイツの「軍縮問題全権代表」リッペントロップは、ハックの日本海軍とのパイプに着目して彼をロンドンに派遣し、山本五十六日本全権をドイツに招待してヒトラーとの会見を実現するよう命じていたのである。その際ハックは、「ロシアを敵とする独日ボーランド同盟の可能性に關し、非常に慎重に日本側の態度を打診」するよう要請されていた。このハックの交渉計画は、松平ロンドン駐在大使と武者小路ベルリン駐在大使の反対論により失敗に終るが、リッペントロップ自身は「軍縮問題全権代表」としての公的資格を利用し、かつベルリン駐在日本陸軍武官大島浩と海軍武官横井忠雄が「リッペントロップ大使の様々な意図に全面的に添うよう斡旋」した事も相俟って、山本全権との会見に成功し、彼の「好意ある意図」を伝えていた。ただし、その際も松平と武者小路は日独接近論への「一定の疑念」を表明していたのである。⁽⁵⁾

こうして、リッペントロップ及びハックによる日本海軍への接近構想は日本外務省出先機関の抵抗により一時中斷せしめられる事となるが、彼らの対日接近の試みは、以後防諜局長カナーリスの支援を得、今度は、既に日本陸軍武官として着任以来何らかの日独協定締結を構想していた大島浩との間で推進される事となつた。

ハックの最初の記録によれば、一九三五年九月一七日、グライダー供給に關してハックと長時間会談する機會を得た大島は、会談の後半で日独協定締結の可能性についてハックに打診した。その際大島は、日独両外務省を通じての交渉は望ましくないとし、リッペントロップに意向を打診するようハックに要請した。翌々日の九月一九日、大島は再び数時間にわたりハックと会談し、反ソを軸とした日独協力の可能性に関し協議を行なった。この時大島は、「總統とリッペントロップ氏が、この複雑な問題の交渉に於いてより明確な解決を与えてくれるだらう」と主張し、再び外務省を迂回する交渉様式を示唆したのである。⁽⁷⁾ 以後一月半ば迄の約二ヶ月間、交渉は大島とハックの間で予備交渉として進められ、その間ハックはリッペントロップ及びカナーリスとの間でドイツ側の見解を調整するという間接的形態をとる事となる。

さて、大島は九月二〇日に再びハックと会談し、日独協定の形態に關し、一、一方の国がソ連邦と戦争状態に入った際、もう一方の当事国がソ連邦と協定を締結しない事を軸とした「保証協定 (Garantievertrag)」、二、「一方の国がソ連邦と戦争状態に入った際のもう一方の当事国の自動参戦義務を規定する「かつての日英同盟に類似する協定」、三、「一種の攻守同盟」、という三種類の可能性を提示している。⁽⁸⁾ 早くもかかる具体的な提案がなされた事は、大島の日独協定案が決して一時の思いつきではなく、長いこと準備・検討がなされていた事を示唆していると言えよう。又、大島の提案内容が、極めて軍事的色彩の強いものであつた事は注目されてよい。かかる軍事同盟色は、以後、日本側の躊躇と、ドイツ側の政府内政治により、徐々に後退して行く事となる。

翌二一日、ハックはカナーリスと会談する機会を得、エチオピア問題や仏伊関係に關し協議したが、その際前日の反ソを軸とする大島提案がカナーリスに提示され検討された。我々はここで、九月一六日及び一七日にカナーリスがイタリア防諜局長ロアッタとガルドーネで「共産主義の危険に対する共同闘争を行なう為の協定」について協議していた事、及び彼がその報告を九月一九日に起草していた事を想起する必要があるう。即ち、カナーリスがこ

の報告を起草した二日後には、ハックを通じて大島から対ソ協定に関する提案がなされているのである。この大島提案は、カナーリスの推進していた反ソ包围網構想に十分適合するものであり、従つてカナーリスの関心を大きく刺激するものであつた事は疑いがない。事実カナーリスは、この大島提案を国防相プロンベルクに提示する役割を自ら引き受け、早くも日独協定案に積極的な姿勢を示したのである。⁽¹⁰⁾

四日後の九月二十五日、既にカナーリスから提出された大島提案に眼を通して、ハックはカナーリス及びハックと会談し、大島提案に関して協議する事となつた。その際ハックはプロンベルクに乞われて一九三五年初頭以来の彼及びリッペントロップによる対日接触の経過ならびにこの大島協定案と満州國承認問題の関連等について説明した。プロンベルクは後に日独防共協定に関する政府内政治に於ける最も強力な反対派の一人になるが、このカナーリス・ハックとの会談の時点に於いてはむしろ肯定的に対応している。即ち、その際彼は大島提案に対し「非常に大きな関心」を示し、ハックに対し「出来るだけ早くリッペントロップと協議するよう要請」し、又、自分自身も「リッペントロップの帰国後、彼と接觸をもつ予定である」と述べているのである。⁽¹¹⁾ 大島提案に対するプロンベルクのかかる肯定的態度には、極東情勢に関する彼の認識不足が寄与していたといえよう。何故なら、プロンベルクは、一介の商人ハックに対して、極東情勢及び日本の政策に関して「説明を乞う」程度の認識しか持ち合わせておらず、當時彼が推進していた親中國政策と大島提案との政策的非整合性に關し全く無自覚であったからである。この点は、プロンベルク・カナーリス・ハック会談の終了後にハックと言葉を交わした国防軍総局長ライヘナウの対応と比較するとより明瞭となる。即ち、その時ライヘナウはハックに対し、「日本人がどの程度信頼出来るか」と深刻な疑問を提示し、又、「[この協定に] ポーランドを編入し得る可能性は全く存在しない」との冷ややかな見解を明らかにしているのである。⁽¹²⁾ プロンベルクは、この会談ののち、主としてライヘナウの親中路線に影響されつゝ自らの立場の非整合性を自覺し、日独協定反対の立場を明確にして行く事となる。

さてこのプロンベルク・カナーリスとの会談後、早速ハックは大島と一時間にわたり会談した。その席でハックは大島に「プロンベルクは大島提案に非常に大きな関心を持つていて」と伝えた。⁽¹⁴⁾これによりドイツ国防軍の基本的な支持を調達し得たと考えた大島及びハックは、より具体的な草案の準備に取りかかった。

約二週間後の一〇月四日、ハックは自ら起草した協定案を大島に提示した。この草案は、一、ソ連邦と不可侵条約を結ばない、二、一方がソ連邦に攻撃された(angegriffen)場合、他方の当事国は直接間接にもソ連邦に軍需物資を供給しない、との三箇条から成っていた。これに対し大島は、一、「攻撃」の定義は困難であるからこれを「戦争遂行」に改める、二、一方が国際連盟に(再)加盟する場合でも協定は有効とする、三、期限は一〇年とする、との三点につき意見を述べたが差し当たりハック案に同意した。⁽¹⁵⁾

さて、以上のように大島とハックの間に基本的な合意がひとまず成立したが、彼ら日独協定推進勢力にとって当該時点での主たる関心がこの交渉を巡る秘密の保持にあつた事は言う迄もない。即ち、この大島との会談後、ハックは早速リッベントロップ及び国防省と連絡を取ると共に、以後国防軍内部ではこの交渉については国防相プロンベルク及びカナーリスにのみ通知されるよう調整しているのである。⁽¹⁶⁾この事は、政府内政治の観点から見るならば、ライヘナウを始め、国防省国防経済局長トーマス、同外国局(Abteilung Ausland)長・陸軍中佐シヨラー(Walter Scheller)、陸軍最高司令長官フリッチャ、陸軍参謀総長ハック、参謀本部兵器課長リーゼ、同第三課長シュトルプナー、ゲルラント等々たる親中派勢力を政策決定過程から排除せんとする意図に発したのに他ならなかつたのである。又、日本との交渉に於いてドイツ側の指導権はリッベントロップが握る事とし、国防軍の役割は、一定の事案について「リッベントロップの要請に応じて「純粹に軍事的な観点」から「技術的協力」を行なうものと了解された。⁽¹⁷⁾この事も、日独交渉に於けるドイツ国防軍の影響力を極小化しようとする親日派の姿勢を示している

と言えよう。

しかし、以後の交渉に於けるカナーリスの役割は、決して「純粹に軍事的觀点」からの「技術的協力」に止まるものではなかった。即ち、以後カナーリスは、リッペントロップと並ぶ日独協定推進勢力の一つの柱として活動する事となるのである。やや誇張した言い方をするならば、リッペントロップが日独協定を巡るヒトラーの支持の調達を目指し、一方カナーリスが同協定を巡る国防軍内の反対論の抑制・克服を目指すという意味で、彼らの間には一種の政府内政治上の分業関係——ないし、ナチスと伝統的支配層を横断する政府内政治連合——が成立する事になるのである。事実、早くも一〇月九日、カナーリスはハックと大島を招待して満州国問題、ポーランド問題等の政治問題について協議を行なった他、日独協定についても話し合い、大島から協定締結に至る迄の日本側の政策決定過程の複雑性・困難性について長い説明を受けているのである。⁽¹⁸⁾我々はここで、この時点に於いては未だリッペントロップはハック||大島交渉に直接には関与していないかった事、従つて、カナーリスの方がリッペントロップよりも早い時期にこの交渉の前面に登場している事を確認しておく必要があるだろう。

さて、大島とハックは一〇月一五日に再び会談を行なう事になるが、この席でハックは言わば聞き役に回り、大島が彼及び日本側の立場を詳細に述べる事となつた。その論点は多岐にわたるが、重要な点は以下のとくである。一、現時点での交渉は純粹に私的な会談という形で行なわれている。二、大島はこの交渉及びその成果を彼のベルリン滞在中に於ける最も重要な活動と考えている。三、大島は専ら参謀次長杉山元と電報連絡を行なつており、杉山は交渉に大きな関心を持っている。この問題は、軍部内に於いては陸相、参謀総長及び教育総監の間で検討されている。四、協定の形態としては、政治協定及びそれに付属する軍事協定 (ein militärisches Abkommen) という形が望ましい。五、大島の考えでは、後の段階で協定内容をイギリスに伝える事に支障はない。又、その段階でイギリスを協定に編入しても差し支えない。六、交渉は相互の友好関係と共通の利益の觀点から進められよ

う。

右の大島の声明の中には、協定に軍事的色彩を与えるとする彼の姿勢と、協定実現を目指す決意が示されており興味深いが、ここで更に注目すべきは、この会談の内容を記した覚え書の中でハックが次のとき手書きの註を記入している事である。「ブロンベルクの憂慮 (Bedenken v.B.)」。ブロンベルクは当面の交渉には差し当たり関与する事になるが、以後日独協定反対の立場をいよいよ明らかにしてゆくであろう。⁽¹⁹⁾

三日後の一〇月一八日、大島は東京の参謀本部から次の内容の訓令を受け取った。一、協定案の基本的な考え方⁽²⁰⁾に賛成、更に検討する。二、厳格な秘密保持が必要である。三、参謀本部欧米課ドイツ班長若松只一を一月下旬にドイツへ派遣する。大島は、この訓令の内容を翌一九日にハックに伝えた。⁽²¹⁾若松は、日本陸軍の交渉への意欲をドイツ側に報告し、併せてドイツ側の諸提案を確認する為に、一月四日に日本を出発した。⁽²²⁾

これを受け、ベルリンの交渉は、差し当たり若松の訪独を軸に進められる事となつた。即ち、まず大島は、既に訪日の予定をもつていてハックにその旅行を若松訪独後迄延期するよう要請し、それによりハックが東京で一定の交渉を行ない得るよう取り計らつた。又、カナーリスはハックとフライブルクその他の場所で協議を行ない、「ブロンベルクは若松と会談すべきだ」との意見を述べてこの交渉を更に推進する姿勢を示したのである。⁽²³⁾更に、一〇月二一日及び二五日にハックと会談し、日本側の基本的同意及び若松の派遣を確認したリッベントロップは、自らが直接交渉に立ち合う機が熟したと判断し、早速大島、ブロンベルク、カナーリス及びハックとの会食の日程を調整する事となつた。⁽²⁴⁾

このリッベントロップ邸での会談は一月一五日朝に行なわれる事になるが、それ迄に会談の内容を詰めるための個別会談が開かれている。まず一〇月三一日、大島はハックと会談し、若松が東京を出発する前に、予想される具体的会談内容を東京に打電したい旨の希望を告げた。大島はかかる手続きにより、日本参謀本部の意図を早期に

確定してベルリンでの交渉をスムーズに進めたといいう意欲を示したのである。⁽²⁵⁾ 又、この頃、前述のラウマーがリッペントロップ事務所に参入し、以後日独交渉に関与する事となるが、彼も又、交渉の前提として、カナーリスと一度協議したい旨をハックに伝えていた。⁽²⁶⁾ 更に一月七日、ハックはカナーリス及びブロンベルクと会談し、国防省側の基本的態度につき協議を行なった。ここでは国防省側から、(1)ソ連の情勢を困難にする諸措置、(2)一方がソ連と交戦状態に入った場合、他方は軍を対ソ方面から撤収しない、などの点が示されたが、注目すべきは「具体的な軍事協定」としない (Keine konkreten militärischen Abmachungen) 」という立場が提出されてゐる事である。⁽²⁷⁾ この主張は、以後も、国防省、とりわけプロンブルクの譲歩しがたい立場として維持される事となる。⁽²⁸⁾

ところで、この間、秘密裡に交渉を行なつて、いた彼ら日独協定推進派にとって予期せぬ事態が起つて、いた。即ち、日本参謀本部から「リッペントロップとカナーリスにより始められた交渉」について情報を得た駐日武官オットが、差し当たり駐日大使ディルクゼン (Herbert von Dirksen) に知らせぬまま、一月五日、本国の陸軍参謀本部 (第三課) に直接報告の電報を打つて、いたのである。これによつて、参謀総長閑院宮が「ベルリン宛ての作業計画」を承認し、又、そのために若松が訪独するという事態の詳細がドイツ陸軍参謀本部の知るところとなつたのである。⁽²⁹⁾かかる事態に動搖したカナーリスは、ただちに一月七日、「大使〔ディルクゼン〕に報告を行なつてはならない」旨の指令をオットに打電する姿勢を示した。⁽³⁰⁾ こゝでも、日独交渉を出来る限り他の政策参画者に陰蔽しようとする彼ら日独協定推進派の意図が再確認されたのである。

さて、一月十五日のリッペントロップ邸での会議には、リッペントロップ、カナーリス、大島、ハック、ラウマーが出席する事となつた。この席でリッペントロップは、自分が私人 (Privatmann) として話すと断つた上で、ハックと大島の予備交渉の経過を承知していると語り、更に日独協定に関し若松とも会談する用意がある事を告げた。協定の具体的内容についてリッペントロップは、「一種の一般的友好条約に軍事上の付属紳士協定を加えたも

○(eine Art allgemeinen Freundschaftsvertrags mit einem zusätzlichen militärischen Gentlemen-Agreement)」が考へられたとの意見を示した。更に第三国との関係に關し彼は、締結後内容をイギリスに知らぬぐれどあるべし、又、この協定にボーランドが加入する可能性があるとの考えを述べたのである。⁽³¹⁾

この日の会談を受けてリッペントロップとカナーリスは協定の具体化に努力し、「一般的友好条約」の内容について「反コミニンテルン」とする事で最終的合意が見られたようであるが、彼は日独協定推進派の秘密保持努力にもかかわらず、先のオットの参謀本部宛て電報と併わせ、対大島交渉の経過と内容はただちに「ドイツ政府の内部にリークし、各省庁の激しい抵抗を惹起する始末となつた。

まず第一に、一月二八日にハックと会談したリッペントロップは、「様々な部局、とりわけ外務省からの抵抗」に嘆かざるを得なかつた。かかる事態を憂慮したリッペントロップは、再度、オットに打電してディルクセンへの報告を禁ずる事となるのである。⁽³²⁾

他方、第二に、カナーリスも又一月二八日にハックと会談し、「参謀総長(St.)への電報と書簡により激しい抵抗」が惹起された事を告げていた。ハックは「電報と書簡」とはオット発のものであり、(St.)とは陸軍参謀本部第三課長シュトゥルプナーゲルである事はほぼ確実である。シュトゥルプナーゲルを経て陸軍参謀総長ベックへと至り、ドイツ陸軍参謀本部總体の立場として再確認されるのである。カナーリスはハックとの会談でかかる参謀本部からの「激しい抵抗」を「本質的には克服した」との判断を示したが、しかしこのカナーリスの判断にもかかわらず、国防軍主流＝親中派からの抵抗は以後も変わらず持続する事となるのである。

こうした様々な方面からの政府内政治上の激しい抵抗にもかかわらず、この間、彼ら親日派は著しい成果を挙げ得ていた。即ち、一月二七日にリッペントロップはヒトラーと会談し、日独接近へのヒトラーの「確固とした決

「断 (fest entschlossen)」を引き出していたのである。といひて、(1) ローハーテルン条項は発表してよし、(2) 調印はベルリンで行なは、等の合意がなされたようである。⁽³⁵⁾

このヒュラーの合意を受けて日独協定推進派は早速一一月三〇日、協定案の草案を作成している。この草案はハック・ナバラスの中に存在しているが、起草者はおそらくトマーウィーである。⁽³⁶⁾ この草案は、まず「公表すべき一般協定」の前文で、ローハーテルンの危険に関する防衛 (Abwehr) 上の諸問題についての「両国家の協力」を語った上で、「両国の国境内外 (innerhalb und außerhalb ihrer Grenzen)」でのローハーテルンの破壊活動に関する相互の情報交換や、ローハーテルンの政治活動の結果必要となる「その他の防衛上〔ないし防諜上〕」の諸措置 (Abwehrmaßnahmen) に関する協議」等を規定している。又、付属協定案は、(1)一方の条約締結国に対しソ連邦の脅威又は攻撃が向けられた場合、他方はソ連邦の負担の軽減 (Entlastung) をもたらすような措置を講じない、(2)の協定の有効期間中、一方の条約締結国は、他の条約締結国との事前の協議及び了承なしには、ソ連邦と政治的ないし軍事的条約を締結しない、という内容から成っていた。⁽³⁷⁾ 更に、約一〇日後の一一月一一日、彼ら日独協定推進派は、この一一月三〇日草案に加え、日独両軍の間で締結すべき「付属軍事協定 (Militärisches Zusatzabkommen)」案を起草している。そこでは、一方の条約締結軍に対しソ連邦の脅威又は攻撃が向けられた場合、他方はソ連軍の状況を軽からしめるような行動を行わない、とし、具体例として、(1)条約や協定を結ばない、(2)軍事物資を供給しない、(3)「第三国による?」軍事物資供給を阻止する、(4)ソ連国境方面に展開している部隊を縮小しない——もし可能であればそれを示威的に強化する——、(5)ソ連に関する定期的協議を行なう、などの諸点を規定していた。即ち、日独協定推進派は、この時点に於いて、国家間条約としての一、防共協定及び二、付属「政治」協定と、三、日独両軍間での付属軍事協定、という条約内容を構想していたのである。

さて、前者の一一月三〇日草案と内容的に類似した協定案は翌一九三六年七月に「ドイツ側提案」として再び浮

上する事になるが、それまで、以後約七ヶ月にわたって具体的に「協定案」が協議された形跡は見られず、日独交渉はいわば「停滞期」に移行する事となる。その直接の原因は、(一)若松の帰国とハックの訪日による日本側との調整という交渉内在的な理由の他に、一九三五年一月から二月にかけ、日独交渉を巡る政治環境が多方面にわたり大きく変化した事に基いている。具体的には、(1)国防軍によるクライン・プロジェクトの進展、(2)リース・リロスによる中国幣制改革の断行と、他方での日本の華北分離工作の進展、(4)上海総領事クリーベルを通じた汪兆銘のドイツに対する日中仲介要請、(5)イタリアのエチオピア侵略と、いわゆる「ホーア＝ラヴァル案」の形成と挫折、などが挙げられよう。

第一に、リッペントロップの人物とその政府内政治上の地位、及び日独協定推進派の意図を確認した若松は一九三五年末に帰国の途につき、ボールは日本側に投げ返された形となる。又、若松の後を追うように、ハックも翌一月初旬に日本へ向け出発する事となる。ハックの訪日は、原節子主演の日独合作映画「新しき土」の製作のため、という外装をこらしていたが、主たる目的は言う迄もなく日独協定に関する日本側、特に軍部との意見交換であった。ハックの日本での交渉についてはほとんど記録が存在しないが、「天皇との会見が予定されていた」とも言われる。⁽⁴⁰⁾

第二に、この時期、クラインの中国でのプロジェクトが急速に進展していたのである。既に一〇月七日、国民政府財政部長孔祥熙はシャハトに書簡を送り、クラインのプロジェクトを早期に実現するため「慎重に検討中」である旨伝えていたが、一一月初旬に中国側が早くも一〇〇〇トンのタンクステンを用意したため、プロジェクトは大枠に於いてほぼ合意に達したのである。国防相プロンベルクは、これを受けて、蒋介石宛てのプレゼントとして一台の大型車を用意すると共に、一一月一一日、外國局長シェラーを通じて、蔣介石及び孔祥熙宛てに次のごとき感謝状を送付している。「[両者の]協力が迅速に実際上の成果をもたらした事を喜ぶと共に、貴下の力強い援助に感謝

謝の意を表します」⁽⁴²⁾。これに応え孔も一月二〇日プロンベルクに電報を送り、プロンベルクが示した「中国」とドイツの経済協力を実現せんとする誠実で温かい関心⁽⁴³⁾に感謝の意を述べている。⁽⁴⁴⁾こうした事態を受けて中国側は一九三六年一月、ドイツにプロジェクト交渉のための使節団を派遣するが、以後ドイツ国防軍は、国防相プロンベルク、国防経済局長トーマスを先頭に親中路線を強力に推進して行く事となるのである。

第三に、周知のことく、イギリスの中国使節リース＝ロス (Frederick Leith-Ross) が一月三日に幣制改革を断行し、その事により国民政府の経済力・政治力が強化されて行く事となった。それと併行して、日本側では、一方で「外蒙等より来る赤化勢力の脅威……排除」を含む「広田三原則」を掲げて中国側との交渉を計ると共に、他方で、軍部出先が軍事的圧力を背景に「華北分離工作」を推進し、一月二十四日に冀東防共自治委員会⁽⁴⁵⁾、一月八日に冀察政務委員会を成立せしめていた。こうした事は当然にも中国側、とりわけ学生を中心とする激しい対日反発を引き起こし、一二月九日及び一六日、北京で大衆的な示威運動が展開される事となる。かかる極東情勢の陥悪化は、ドイツ側の政治過程にも一定の混乱をもたらす事になるのである。

第四に、右に見た日中交渉と併行して、中国側では、汪兆銘を中心に、「トランスオーシュアン (Transocean)」社上海代表ヒュアヘルツァー (Edmund Fürholzer) 及び上海総領事クリーベルを介し、(一)日中妥協の打診、(二)經濟・防共領域での独中日三國協力の可能性、を核としたドイツに対する秘密裡の日中仲介要請が行なわれていたのである。しかも、この「クリーベル＝ヒュアヘルツァー工作」がドイツに於いてリッベンントロップ＝カナーリース＝大島交渉に一定程度リンクしたことにより事態は一層混乱を深めて行く。まずヒュアヘルツァーは、「一〇月半ばに汪精衛と蒋介石將軍の間での三日間の協議の後に成立したと言われる覚え書」を携え、一〇月末、空路、当時ドイツに滯在中であったクリーベルのところへ相談に向かった⁽⁴⁶⁾。これを受けてクリーベルは、一二月九日、リッベンントロップ同席の下、ヒトラーと会談する。この時ヒトラーは、日中仲介工作に対し、「外見上、原則的な賛意」を示

(47) した。リッペントロップは、これを受けて、中国側のイニシアチブへの言及は控えつつ、大島に対し、ソ連に向けられた日独協定に中国を編入する可能性につき打診した。大島はこれに対し、(一)「日本軍部は中国及びイギリスとの和解に関心を有する」、(二)ドイツが中国原料及び市場を必要としている事は理解できる、との返答を行なつたが、リッペントロップの言う「日独、中防共協定」案への確答は避けた。⁽⁴⁸⁾ 事が重大であるが故に、「現場の行動様式」を強く有する大島でさえ、参謀本部の指令がなければ明確な返答は出来なかつたのである。しかし、日中仲介工作へのヒトラーの「外見上、原則的な贊意」を取りつけたと考えたクリーベルは、一月十五日、汪に「中日和解への帝国宰相の非常に温かい関心」について打電すると共に、⁽⁴⁹⁾ 一月下旬、自ら中国への帰任の途につき、中国での交渉に意欲を示す事となる。こうして日独交渉は日中仲介交渉にリンクし、日独交渉は、「中国でのあり得べき展開」(クリーベル)に左右される事となるのである。

日独交渉を混乱させた第五の要因は、イタリアのエチオピア侵略の開始と、いわゆる「ホーア＝ラヴァル案」の形成と挫折である。一〇月三日、イタリアは空軍及び地上軍を用いて大举エチオピアに侵入し、エチオピアとの間で続いていた紛争を一挙に軍事的に解決しようとしたのである。周知のことく、このイタリアのエチオピア侵略に對して、国際連盟は、初めて規約第一六条に定める制裁を限定的ではあれ発動したが、実効ある措置は各国によつては採用されず、他方では、英仏により、ドイツに対抗しうる国としてのイタリアへの一種の「宥和政策」が模索されていた。その具体化が一二月八日に作成され、翌九日に暴露された「ホーア＝ラヴァル案」である。それは、エチオピアの広大な部分に対するイタリアの軍事占領を容認し、エチオピアを事実上イタリアの保護国とするもので、連盟構成国エチオピアの主権を全く踏みにじるものであった。この「ホーア＝ラヴァル案」は、国際世論の激しい批判を受け、結局イギリス外相ホーリー(Samuel Hoare)の辞職により一〇日後に挫折する事となるが、他方、この案は、ヒトラー及びナチス・ドイツの側から見れば、英仏伊による反独連合＝ストレーナー線(一九三五

年四月) の再来の可能性を意味し、対英関係を要とするヒトラーの外交計算を混乱に陥れる事となるのである。⁽⁵¹⁾

以上の「ことき政治情勢の急転回に、リッベントロップ、カナーリス、大島ら日独協定推進派はかなりの動搖を示した。先ず大島は、一二月五日、リッベントロップ邸で会食した折、日独協定の進展に關し「憂慮 (Bedenken)」を示し、次のように述べる。「もし」一般協定〔反コミニテルン協定〕が諸困難に遭遇したとしても、少なくとも軍事協定 (Militär-Konvention) を締結する事を望む。諸般の事情にもかかわらず、完全な秘密保持が前提である。「私は公開すべき協定への様々な抵抗を恐れる。その協定が国際的にいかに受け取られるのか、いざれにせよ私も明らかではない。」この大島の無責任性には驚かされるが、それはともかく、ここからは、反コミニテルン協定締結にかなり悲観的となってきた大島の心情が読み取れよう。そして、大島としては、むしろ非公開の付属軍事協定の方に優先順位を置く姿勢を示す。つまり彼は「日本陸軍は、日独両軍の間での付属協定に価値を置いている」との印象を語っているのである。しかし、先に見たように、ドイツ国防軍は日独協定を「具体的な軍事協定」としない」という姿勢を維持していたから、ドイツ国防軍を一方の当事者に想定するこの大島の意図が実現する可能性は、當時ほとんど存在しなかつたと言えよう。

更に、たとえ反コミニテルン協定が実現するにせよ、その締結の時期についても大島は楽観していなかった。当時大島は翌一九三六年五月初旬に帰國を予定していたとされるが、彼はそれを前提に、「調印が〔大島の〕ドイツ滞在中に実現する事に非常に大きな価値」を置いていたのである。⁽⁵²⁾ この言明には日独協定締結にかける大島の個人的功名心が表現されており興味深いが、右の認識には、少なくとも当面の間、協定実現の可能性は遠のいたという大島の情勢判断が示されたのである。

次に、リッベントロップも、一二月後の一二月七日、「情勢は新しい諸事態により変化し、非常に不明確 (sehr unklar)」との判断を示すに至る。かかる判断からリッベントロップはクリーベルに打電し、蔣介石に対し、「[ク

リーベルは「私的に、友人達と相談した」「この友人達は、全く一般的に、「日中」和解の考えを歓迎した」旨を伝えるよう指令した。加えてリッペントロップは「我々の側での介入「の機会」は当面ほとんど排除されているので、蔣介石がこの問題で公式の措置を取るのを阻止せよ」と伝えたのである。この「クリーベルリヒュアヘルツアーワーク」は、そもそも発案者であった汪兆銘が既に一月一日に抗日派の新聞記者に狙撃され重傷を負った事により当初から難航が予想されていたが、右のリッペントロップの指令により、日中仲介工作に関するヒトラーの「外見上、原則的な賛成」は排除され、又、同時に、リッペントロップが一時懐いた「日独中防共協定案」も事實上の破産を余儀なくされる事となつたのである。

さて、以上のごとく日独協定推進派が動搖している隙を突く形で、一二月上旬——内容から判断して恐らく「ホーリラヴァル案」が暴露された九日——に外務大臣ノイラートがヒトラーと会談し、日独協定反対論を主張する事となる。この席でノイラートは、「イギリスはイタリアの紛争を問もなく清算し、その後ドイツないし日本に全面的な圧力を加えて来るであろう」「日本人は我々に何物をも与える事が出来ない」と述べていたのである。⁽⁵⁴⁾先に見たように、ヒトラーは約一週間前の一月二七日、日独協定に關しリッペントロップに「確固とした決断」を与えていたとされるが、イギリスの対応を軸にしたこのノイラートの主張は、ヒトラーの政策意志に影響を与え、彼の「確固とした決断」を揺さぶるに十分であった。

即ち、ヒトラーは、このノイラートとの会談の後、「クリーベルリヒュアヘルツアーワーク」にからめ、日独交渉に關し、ある「命令」を与えていたのである。この命令については外務省経済局長リッター (Karl Ritter) の簡単な——かつ必ずしも意味が明白ではない——手書きの書き込みが存在するに過ぎず、現在迄の研究でもほとんど言及されていないが、そこには次のように書かれている。「總統指令。(a)共同で「一部解説不可」展開を準備。(b)反共産主義共同闘争、リッベントロップ——大島。軍事同盟 (Militärbündnis)、ノイラート——總統。イギリス」⁽⁵⁵⁾この

の書込みの意味は、以上迄の分析を踏まえた場合、次のように解釈するのが最も合理的かつ整合的であろう。即ち、ここでヒトラーは、ノイラーートに影響されつつ、リッペントロップ＝大島交渉を、「反コミニテルン」というイデオロギー的側面に限定し、他方で、軍事がからむ問題についてはリッペントロップ及び大島を排除しつつそれを自らと外相ノイラーートとの間での協議の対象とする。しかもその際には「ホーアリラヴァル案」の登場という事態を踏まえてイギリスに対する対応を重視する、というのである。こうして、日独協定推進派の管轄事項はイデオロギー面に限定され、更に、彼らの望む「日独両軍間の軍事協定」は、ドイツ国防軍の「激しい抵抗」に加え、その管轄が日独協定反対派たる外相ノイラーートに差し当たり移される事によって、実現の可能性が全く遠のくに至つたのである。周知のように、日独防共協定は、「反コミニテルン」というイデオロギー条項に加え、(詳細を定める具体的な軍事協定ではなく)一般的な政治・軍事条項を設定するという構造を有していたが、かかる日独防共協定の基本的性格は、こうして、ドイツ国防軍及び外相ノイラーートの議論がヒトラーの「確固とした決断」を抑制する形で、差し当たりこの段階で初源的に形成される事となつたのである。

さて、先に述べたように、「ホーアリラヴァル案」は、英仏国内に激しい「反発を惹起し、一二月一八日に流産するが、その事が又ヒトラーの国際情勢認識を再び大混乱に陥れる事となつた。例えば、イギリス駐独大使フィップスは三日後の二一日、本国外務省宛てに次のように報告を行つてゐるのである。「私の観察によれば、ヒトラーは、ロンドンとパリの議会論争の印象に関し余り明晰ではない。アビシニア事件の最近の展開に主要な責任を持つのはフランスの態度であると彼はなお確信しているが、一方、彼は極東情勢も又それと関係があるかもしけぬという考え方を懷いてゐる。彼の考えでは、遅かれ早かれ、極東海域にイギリス海軍のプレゼンスが要求されるだろう。」こうしたヒトラーの混乱した情勢判断に接し、フィップスは次のように続ける。「最近彼と面会した人間によれば、外交上のチエス盤の現在のレイアウトは、彼にとつていささか余りに複雑すぎるようだとの印象を懷いたとい

(55) 「周知のよろこび」コントラクターは、他者と面会する時、情勢判断に確信を持つ教条主義者との姿勢を維持するのを常じていたが、しかし、一九三五年末のコントラクターは、かかる外見をも示し得ぬ程の混乱に陥っていたのである。

以上のことを如くイツ側の政治連絡の混乱に拍車をかけたのが一月二七日のタバ通信による日独交渉のベッペ抜きであった。それは次のように伝えてる。「マルクス駐在日本陸軍武官と、他方リックハーロップ及びド・イツ国防省の代表との間での独立軍事協定（Militärkonvention）締結を巡る交渉……に關し、現在はなんねんむらにすれば、交渉は終りに近づいて、既に協定の仮調印が行なわれたと聞われる。秘密協定と同時に、ロマンテルンに対する協力に関する他の協定（Abkommen）も調印されたと聞われる。」の趣旨（Abkommen）の公表により関心を軍事協定から逸らす事を狙つてゐる。」ルード「ドイツ国防省の代表」がカナーリスらを指しているのは明白である。タグの報道は、従つて、この時期に於けるイツでの交渉の一途の混乱を見落し、交渉の進展を過大に評価してしまふべきで、交渉主体の特徴の面でも、協定の構成の分析の面でも、ソ連側の情報収集能力の優秀性を示したものに他ならぬ。」の事が、カナーリス、大島の情報の「アロ」を驚愕させ、その面子を失墜せしむに十分だつたであらう。しかし、一九三五年末に日独交渉は袋小路に陥り、以後「沈没期」に入る事となるのである。

(1) ブルンボーグ田畠交渉の仲介者ハラクの文書で、「ハラク在任の彼の甥が保管」したお手本はハルト大将ヘルムート・マルティン教授が発掘したのである。貴重な同文書の閲覧を快く許されたマルティン教授には深甚の謝意を表した。」²Hack-Martin Papier へ引用する。

(a) Dr. Hack an Kapitänleutnant Steffan (Marineleitung, Politische Abteilung) vom 13. Juni 1923, in: BA-MA, Case 554, Bl. 2.

(b) Unterredung mit dem japanischen Militäraattaché vom 6. Februar 1925, in: BA-MA, Case 554, Bl. 30.

(c) Drahtbericht des deutschen Marineattachés in Tokio vom 8. März 1935, in: BA-MA, Case 171, Bd. 1.

(d) Aufzeichnung Hacks über die Besprechung mit Blomberg vom 25. September 1935, in: Hack-Martin Papier.

(e) Aufzeichnung Canaris vom 12. November 1935 über die Mitteilung von Oshima, in: BA-MA, RM 11/2, v.

Case 3/2, Bl. 302.

- (~) Bericht Hacks vom 19. September über die Besprechung mit Oshima am 17. und 19. September 1935, in:
Hack-Martin Papiere.
- (∞) Aufzeichnung Hacks vom 21. September 1935 über die Besprechung mit Oshima am 20. September 1935, in:
Hack-Martin Papiere.
- (σ) 長櫛 | HAKKEI | 金井。
(Ω) Aufzeichnung Hacks vom 21. September 1935 über die Besprechung mit Admiral Canaris, in: Hack-Martin
Papiere.
- (Π) Aufzeichnung Flacks über die Besprechung mit Blomberg vom 25. September 1935, in: Hack-Martin Papiere.
- (Σ) Ebenda.
- (Ω) Ebenda.
- (Ω) Ebenda.
- (Ω) Ebenda.
- (Ω) Exposé Hacks vom 4. Oktober 1935, in: Hack-Martin Papiere.
- (Ω) Hack an Ribbentrop vom 5. Oktober 1935, in: Hack-Martin Papiere.
- (Π) Ebenda.
- (Ω) Aufzeichnung Hacks vom 11. Oktober 1935 über die Besprechung bei Canaris am 9. Oktober 1935, in: Hack-
Martin Papiere.
- (Ω) Aufzeichnung Hacks vom 16. Oktober 1935 über die Besprechung mit Oshima, in: Hack-Martin Papiere.
- (Ω) Handschriftliche Aufzeichnung Oshimas vom 19. Oktober 1935; Aufzeichnung Hacks über die Besprechung
mit Oshima vom 19. Oktober 1935, in: Hack-Martin Papiere.
- (Ω) Dirksen an Bülow vom 23. März 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 197, S. 252-254, hier S. 253.
- (Ω) Aufzeichnung Hacks über die Besprechung mit Oshima vom 19. Oktober 1935, in: Hack-Martin Papiere.
- (Ω) Handschriftliche Aufzeichnung Hacks (o.D.); Aufzeichnung Hacks über die Besprechung in Freiburg
vom 27. Oktober 1935, in: Hack-Martin Papiere.

- (24) Aufzeichnung Hacks vom 28. Oktober 1935 über die Besprechung mit Ribbentrop, in: Hack-Martin Papiere.
- (25) Aufzeichnung Hacks vom 2. November 1935 über die Besprechung mit Oshima am 31. Oktober 1935, in: Hack-Martin Papiere.
- (26) 長編 I Kōjū, 第三。
- (27) Aufzeichnung Hacks vom 7. November 1935, in: Hack-Martin Papiere.
- (28) Aufzeichnung Hacks vom 7. November 1935 über die Besprechung mit Canaris und Blomberg, in: Hack-Martin Papiere.
- (29) Dirksen an Bilow vom 23. März 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 197, S. 252-254, hier S. 253.
- (30) Aufzeichnung Hacks vom 7. November 1935 über die Besprechung mit Canaris und Blomberg.
- (31) Aufzeichnung Hacks vom 15. November 1935 über die Besprechung bei Ribbentrop, in: Hack-Martin Papiere.
- (32) Aufzeichnung Hacks vom 28. November 1935 über die Besprechung mit Ribbentrop, in: Hack-Martin Papiere.
- (33) Ebenda.
- (34) Aufzeichnung Hacks vom 28. November 1935 über die Besprechung mit Canaris, in: Hack-Martin Papiere.
- (35) Aufzeichnung Hacks vom 28. November 1935 über die Besprechung mit Ribbentrop.
- (36) ハルヒー、『トキス・ムラハルト御用大臣』川大蔵。ハルヒーがハルヒーの御用大臣であることを示す。Der Antikomminternpakt“はるひー、トキス御用大臣”である。ハルヒーはハルヒーの御用大臣である。Gerhard Krebs, *Japans Deutschlandpolitik 1935-1941*, Bd. II, S. 33, Ann. 212). 丞相は、ハルヒーの御用大臣である。ハルヒーはハルヒーの御用大臣である。Vgl. Ott an Tippelskirch vom 1. März 1937, in: BA-MA, RH 2/v. 2939, Bl. 14-19.
- (37) Exposé vom 30. November 1935, „Allgemeines zu veröffentlichtzendes Abkommen“ und „Zusatz-Abkommen“, in: Hack-Martin Papiere. ハルヒーはハルヒーの御用大臣である。ハルヒーはハルヒーの御用大臣である。

トボツヤハセヒタヘルヲタナーハベ' 大嘘' トニシハヌヒ' ハシハシナヘヤゼダレ'。

(38) Entwurf „Militärisches Zusatzabkommen“ vom 11. Dezember 1935, in: Hack-Martin Papiere.

(39) 大署「日独共協定・国連化認可」11月—11月、總署。

(40) Aufzeichnung Hacks (o.D.), in: Hack-Martin Papiere.

(41) Kung an Schacht vom 7. Oktober 1935, in: ADAP, C-IV, Dok. Nr. 338, S. 699-700.

(42) Blomberg (im Auftrage Scheller) an das AA vom 11. November 1935, in: PadAA, „Projekt Klein“ (H 09633).

(43) Kung an Blomberg vom 20. November 1935, in: BA-MA, WilF 5/370, Teil 1.

(44) Thomas an die Oberkommandos der drei Wehrmachtteile vom 28. Februar 1936, in: BA-MA, RM 11/2/v Case 3/2148899, Bl. 340-341.

(45) 「東支政策〔庭田〕原記」決戦の組織（外務省東支局 1 聰調書）『原代政演義』10月—10月。

(46) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 18. November 1935, in: ADAP, C-IV, Dok. Nr. 416, S. 814-815.

(47) Aufzeichnung Hacks vom 25. November 1935, in: Hack-Martin Papiere.

(48) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 18. November 1935.

(49) Ebenda.

(50) Kriebel an Ribbentrop vom 30. November 1935, in: ADAP, C-IV, Dok. Nr. 451, S. 878, Ann. 1.

(51) 云ナイタコトのハサホコト感踏及の「ナート＝ハシトス株」の形態の翻訳の「ハシタ」、檢譯書『第11次世界大戰史』、東京大學出版會 一九六五年、第11章「ハサホコト戰争」とハシトス外交」、丸1—11月。特に第四節「ナート＝ハシトス案」、11月—11月、總署。

(52) Aufzeichnung Hacks (od. Raumers?) vom 5. Dezember 1935, in: Hack-Martin Papiere.

(53) Notiz für Ribbentrop vom 19. Dezember 1936, in: Hack-Martin Papiere.

(54) AA (Ribbentrop u. Dieckhoff) an Kriebel vom 7. Dezember 1935, in: ADAP, C-IV, Dok. Nr. 451, S. 878.

(55) Dirksen an Erdmannsdorff vom 1. Januar 1936, in: ADAP, C-IV, Dok. Nr. 479, S. 930-933, hier S. 931-932.

(56) Randvermerk Ritters vom 11. Dezember 1935, in: ADAP, C-IV, Dok. Nr. 452, S. 878-879, Ann. 1. 總署

[] 内記ルーマニア外交文書集編集者による記

- (57) Phipps an Foreign Office vom 21. Dezember 1935, in: DBFP, 2-15, Dok. Nr. 412, S. 523.

- (58) Aufzeichnung Aschmannus (AA) vom 27. Dezember 1935, in: ADAF, C-IV, Dok. Nr. 475, S. 918.

(たにゅ・の やす=本学専任講師)

〈付 記〉

筆者は一九八四年三月一六日シハライ・ブルク大学ベルント・ヤンテ・ヤン教授の研究室で約四時間はわたり、「バック文書」約六〇枚の閲覧を許され、その折の不十分で断片的な私的メモをもとに本稿第二節を準備した。その作業と併行して、折かハトネン・番組「ムキョメント昭和」第九回「ビトラーのシグナル（仮題）」の取材を担当して、たNHKの中田整一氏及び田中英志氏の訪問を受け、一九八六年四月二二日をはじめ數度にわたり取材協力及び史料提供に応じたが、本稿脱稿後、その協力の対価として、中田氏が「ヨン・ヘン在住のバックの甥から入手したバック文書（約一三〇枚）」のコレクションを受領した。こゝに中田氏及び田中氏に謝意を表する。筆者は、従つて、現在このバック=NHK文書をもとに本稿第二節の分析をより豊富にすることが可能な立場にあるが、大切な関係もあり、今回は断念せざるを得なかつた。他日を期す事とした。なお、バック文書は一九三五年末迄で終つてゐるため、本稿（11・完）ではこの文書を用いる事がない。